

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 平成 23 年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成 23 年度教育行政執行方針
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 第 1 次遠軽町総合計画基本構想に係る基本計画を定めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第 5 号 遠軽町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 22 年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 22 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 22 年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 23 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 23 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 23 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 23 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 23 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 23 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 23 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 24 一般質問
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 26 議案第 13 号 平成 23 年度遠軽町一般会計予算（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
（付託案件）
- 日程第 27 議案第 14 号 平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算（予算審査

- (付託案件) 特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第28 議案第15号 平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算(予算審査特別(付託案件) 委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第29 議案第16号 平成23年度遠軽町介護保険特別会計予算(予算審査特別(付託案件) 委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第30 議案第17号 平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算(予算(付託案件) 審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第31 議案第18号 平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計(予算(付託案件) 審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第32 議案第19号 平成23年度遠軽町水道事業会計予算(予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第33 議案第20号 平成23年度遠軽町下水道事業会計予算(予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第34 意見案第1号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
- 日程第35 意見案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書
- 日程第36 意見案第3号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書
- 日程第37 議員派遣について
-

平成 2 3 年第 1 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 3 年 3 月 9 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 平成 2 3 年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成 2 3 年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 第 1 次遠軽町総合計画基本構想に係る基本計画を定めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 遠軽町特別会計条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 号 | 平成 2 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 号 | 平成 2 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 9 号 | 平成 2 2 年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 2 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 2 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 2 号 | 平成 2 2 年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 3 年度遠軽町一般会計予算 |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 3 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 3 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 3 年度遠軽町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 7 号 | 平成 2 3 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算 |

《平成 2 3 年 3 月 9 日》

- 日程第21 議案第18号 平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
 日程第22 議案第19号 平成23年度遠軽町水道事業会計予算
 日程第23 議案第20号 平成23年度遠軽町下水道事業会計予算
 日程第24 一般質問
-

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	7番	岩上孝義君
	8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
	10番	杉本信一君	11番	山谷敬二君
	12番	高橋眞千子君	13番	荒井範明君
	14番	阿部君枝君	15番	奥田稔君
	16番	高橋義詔君		

◎欠席議員（1名）

6番 松田良一君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	磯貝勝幸君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
滞納対策室長	藤江敏博君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	岡村宏君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
保育課長	安江陽一郎君	農政林務課長	村本秀敏君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	会計管理者	松本妙子君
水道課参事	岸野博美君	生田原総合支所長	石川弘美君

《平成23年3月9日》

丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
丸瀬布総合支所産業課長	山崎由也君	白滝総合支所産業課長	加藤雅史君
教 育 長	河原英男君	教 育 部 長	橋本健一君
総 務 課 長	松橋行雄君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	図 書 館 長	佐川哲史君
総 務 課 参 事	藤本陽一君	監査委員事務局長	吉田博之君
農業委員会事務局長	森田英俊君	選挙管理委員会事務局長	吉田博之君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事 務 局 主 幹	伊藤雅彦君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成23年第1回遠軽町議会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

なお、松田議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成22年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第24までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、岩澤議員、山谷議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義詔議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成23年第1回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月4日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月12日から16日までの5日間は、休日及び予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月15日午後5時までに事務局へ提出されますよう、お願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第3 平成23年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成23年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成23年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成23年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成23年第1回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成22年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告申し上げます。

国の名勝ピリカノカへの指定を申請しておりました町のシンボル瞰望岩が、2月7日に国指定名勝ピリカノカ瞰望岩（インカルシ）として指定されたところであります。

国指定名勝ピリカノカは、アイヌ文化と深くかかわる北海道の景勝地を、アイヌ語で美しい・形という意味を持つピリカノカと総称し、国指定の名勝として保護していくものであります。

瞰望岩は、町名の由来になっていることや町のシンボルとして町民に広く親しまれ、また、景観に優れ、保存状態が良好であることが評価されて、5番目に指定されたものであります。

今後は、コスモス観光と結びつくことが期待されますし、ジオパークの推進にも弾みがつくものと考えているところであり、さまざまな機会を通して積極的にPRしてまいりた

《平成23年3月9日》

いと考えております。

次に、子宮頸がんワクチンにつきましては、国の平成22年度補正予算における子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、平成22年度から平成23年度まで都道府県に基金が設置され、市町村が実施するワクチン接種事業費の2分の1が補助されることになりました。接種対象者は、中学1年生から高校1年生の女性で、6カ月の間に3回の接種が必要となります。

本町においては、当初、平成23年度からの実施を考えておりましたが、現在の高校1年生で平成22年度に接種を受けた者に限り、高校2年生になる平成23年度の残りの接種についても補助対象とする特例が定められたことを考慮し、予備費の充用により、今月1回目の接種を実施することとしたものであります。接種対象者は96人で、平成23年度に残り2回の接種を行うものであります。

また、平成23年度においては、加えて中学3年生と高校1年生の約170人を接種対象とするものであります。

しかし、新聞報道等で御承知のことと存じますが、全国的にワクチンが偏在化・供給不足の状況になっております。

このことから、接種受け付けの一時停止について、紋別保健所並びにワクチンメーカーから要請があったところであり、町といたしましては、3月4日午後から受け付けを一時停止するとともに、各医療機関にその旨を通知したところであります。

また、これまでに申し込みのあった56人のワクチンについては、各医療機関を通じ、確保できたことを確認したところであり、まだ申し込みをされていない40人の対象者には、現在の状況をお知らせしたところであります。

町といたしましては、3月末までに接種を受けられない場合であっても、国の補助にかかわらず、平成23年度において助成対象とするよう考えているところであります。

なお、7月ごろにワクチンが安定供給される見込みとなっており、受け付けの再開につきましては、改めて対象者にお知らせしてまいります。

次に、民有林と国有林との森林整備に関する協定につきましては、農林水産省による森林・林業再生プランの実現に向けて、民有林と国有林とが一体となって森林整備に取り組む森林共同施業団地の設定について、昨年より網走西部森林管理署と協議を進めてきたところであります。

このたび、白滝支湧別地区にあります町有林222ヘクタールと国有林2,101ヘクタールを合わせた2,323ヘクタールについて、平成23年度から3年間で森林共同施業団地として整備に取り組むことで協議が整い、1月31日に網走西部森林管理署と支湧別地域森林整備に関する協定を締結したところであります。

森林管理署と市町村との協定は、オホーツク管内では初めてで、道内でも5番目となる締結であり、また、国連が定めた国際森林年における協定締結という意義深いものでありまして、本町としましてもこの協定に基づき、水源の涵養、山地災害の防止など、森林の

《平成23年3月9日》

持つ多面的機能の維持向上のため、今後とも森林の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、2月8日から福島県猪苗代町で開催された第48回全国中学校スキー大会クロスカントリースキー競技に、白滝中学校から4人の選手が出場し、3年生の星野壮生君が男子フリーで優勝、2年生の青野悠貴君が3位に入賞し、また、北海道チームとして各選手が出場した男子リレーでは2位、女子リレーでは5位という優秀な成績をおさめたところであります。

これまで、大会の開催や合宿の誘致など、地域としてクロスカントリースキーの普及に積極的に取り組んできた成果が実を結んだものと、心から敬意を表しますとともに、選手の皆さんの健闘をたたえたいと思います。

なお、教育委員会ではこの功績をたたえ、星野君にはスポーツ功労賞、青野君にはスポーツ奨励賞を贈ることを決定しております。

次に、文化センター等を考える会につきましては、2月11日に開催された第5回考える会におきまして、これまでの意見などを踏まえ、考える会として、文化センターの建設を求めていく方向で意見がまとまり、今後は、施設の規模や建設位置などについて、検討が進められるとのこととあります。

次に、湧別町と連携して実施しております第26回湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会につきましては、2月27日に好天のもと開催したところであります。

本年度の大会事務局が本町となりましたことから、懸案でありましたコース延長のため、あらゆるコースを検討、踏査し、また、地域住民を初め関係機関の御理解と御協力をいただき、湧別原野コースにつきましては、丸瀬布中学校をスタートとし、湧別町TOMをゴールとする国内最長の70キロメートルにすることができました。

大会当日は、午前7時30分に約500人の選手が一斉にスタートし、元気に疾走されたところであります。

今大会は、国内最長のコースを全面にPRしたこともあり、エントリー者数は前大会より84人の増となり、2大会ぶりに1,200人を上回ったところでありまして、大会関係者の御尽力に深く感謝を申し上げます。

今後におきましても、大会参加者及び大会関係者から再開が望まれております白滝天狗平をスタートとする湧別原野オホーツク100キロメートルクロスカントリースキー大会の復活に向けて、努力してまいりたいと考えております。

大会の運営のため、早朝から御協力いただきました大会関係者の皆様に初め、御支援いただきました町民ボランティアの皆様に、心からお礼を申し上げる次第であります。

次に、平成23年度予算を初め、関連する議案の御審議をいただくに当たり、私の町政執行に対する基本的な姿勢と考え方並びに施策の主なものについて御説明申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

《平成23年3月9日》

さて私は、一昨年の町長就任からこの間、本町が抱えるさまざまな課題の把握に努め、町長就任時に掲げた政策についてもその実現に向けて鋭意努力をしてまいりました。町議会並びに町民の皆様様の御協力をいただきまして、着実にその実現の運びを見ているところであり、今後とも、本町のおかれている状況を的確に認識し、町民の負託にこたえるよう町政運営に努めてまいり所存であります。

次に、国の予算においては、平成23年度の地方財政は、企業収益の回復等により、国税収入が増加する一方、社会保障関係予算の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生じることが見込まれております。このため、財政運営戦略に基づき、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として地方財政への対応を行うこととされております、

これらを視野に入れた本町の平成23年度予算は、町長就任後、ゼロから取り組む最初の本予算であり、第1次遠軽町総合計画及び公約に掲げた五つの柱を基本施策として、限られた財源を無駄なく有効に活用し、事業の選択、見直し、検証を行い、地域経済の活性化と町民の皆様様の期待にこたえるよう予算編成を行ったところであります。

次に、平成23年度に実施してまいります主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目は豊かな自然環境と共生するまちづくりにつきましては、豊かに生きるための環境として、自然と共存、共生するまちづくりを進めてまいります。

自然環境の保全と活用につきましては、森林は地球温暖化の防止や水源の涵養など多様な公益的機能を有しており、町・民有林の除間伐等を計画的に進めるとともに、民有林の下刈事業に町単独の補助を行い、森林所有者の負担軽減を図るとともに、地域間伐材の有効活用を推進してまいります。

また、豊かな地域資源や地域特性を生かした新エネルギー関係につきましては、遠軽町地域新エネルギービジョンに基づく太陽光プロジェクトを推進する取り組みとして、遠軽町住宅用太陽光発電システム設置補助金及び遠軽町住宅用太陽光発電システムモニター制度を継続するとともに、バイオマスの導入促進のため、ペレットストーブ購入費補助金の補助額を引き上げ、環境に配慮した新エネルギーの普及促進と地域振興を図ってまいります。

道路環境の整備と充実につきましては、地域発展のためには、産業や生活の基盤となる交通網の整備が必要であります。このため、高規格道路旭川紋別自動車道及び地域高規格道路遠軽北見道路の整備促進について引き続き要請を行ってまいります。

道道及び河川の整備につきましては、野上通は、平成18年度から事業が進められてきましたが、平成23年度に完成が予定されており、生田原川の河川改修工事は、平成22年度に完成した馬産橋から上流に向けて河道整備される予定となっております。

町道の整備につきましては、道路整備に対する要望が多く、道路の果たす役割と重要性

を認識し安全な地域交通網として体系を整備するため、改良、舗装を実施してまいります。

また、道路の維持管理の充実を図るとともに、適切な冬期路面の管理を行うための除排雪機械を整備し、除雪体制の充実を図ってまいります。

公共交通の充実につきましては、交通弱者の足を確保するため、現在、遠軽町内で町営バス4路線、民間バス3路線の計7路線が運行しております。各路線とも不採算路線となっておりますが、町民の交通の利便性を確保し、民間バス事業者に対する運行補助を行い、バス路線の確保を図ってまいります。

バス路線の見直しにつきましては、遠軽北見線が平成23年3月末で廃止されますが、4月からは遠軽・生田原清里間で運行されることになりました。

また、利用者から要望が多かった遠軽町内循環線の南町生協前を通るルートについても、民間バス事業者との協議により4月から運行されることになりました。

また、町営バス路線につきましても、交通の利便性と利用の促進を図るため、引き続き見直しを進めてまいります。

情報・通信の整備につきましては、平成23年7月に完全移行する地上テレビ放送のデジタル化に備え、遠軽地域の若松、野上地区及び生田原地域の岩戸、伊吹、清里地区の難視聴を解消するため、難視聴共同受信施設整備の支援をしてまいります。

二つ目の安全・安心で住みごこちの良いまちづくりにつきましては、町民の皆様が安全で安心して暮らせるよう快適でうるおいのある生活環境づくりを進めます。

住宅環境の向上につきましては、日常生活を快適に暮らす生活基盤として良好な住宅環境づくりが求められており、白滝地域のあけぼの団地の建て替えを初め、既存の町営住宅の適切な維持管理を行うなど、快適で安心して暮らせる良好な住宅環境の整備を進めてまいります。

防災・危機管理体制の強化につきましては、近年の異常気象による自然災害のほか、予測できない災害が起きる可能性があり、緊急災害時における対応、体制の万全を期すため、総合防災訓練を実施し、防災体制の充実並びに町民の防災意識の高揚に努めてまいります。

ごみ処理の充実につきましては、清潔で快適なまちづくりのためには、ごみの適正処理対策が重要であり、清掃センターの老朽化対策、旭野一般廃棄物処分場の延命化が喫緊の課題であります。このため、清掃センターの精密機能検査等調査並びに旭野一般廃棄物処分場の残余埋立容量の調査を行います。

三つ目の元気な産業と活力あるまちづくりにつきましては、地域の特性を生かし、活力と魅力あふれる産業づくりを進め、町民が生き生きとして働けるまちづくりを進めます。

農業の振興につきましては、高収益作物として、地域に定着させることを目的に、枝豆、アスパラガスの立茎栽培を行う農業者団体に対し、助成を行ってまいりましたが、これに加え新たな奨励作物としてニンニク栽培に係る助成を行うとともに、畑作農家の安定

的な契約栽培として定着している青シソの蒸留施設ボイラー更新に対する助成、えんゆう農業協同組合が旧農業技術センターで新たに土壌分析を実施するため、土壌分析器及び施設の一部改修に対し助成を行ってまいります。

また、酪農における自給飼料増産のための草地整備改良等に取り組むとともに、特殊疾病清浄化対策として、牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）撲滅のため、新たに酪農家の検査に対して助成を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、現下の厳しい経済情勢の中で、中小企業の経営状況はさらに悪化していることから、遠軽町企業振興促進条例に基づく助成を引き続き実施することにより、地元企業の発展及び雇用機会の拡大を図り、本町における企業立地の促進、新規起業、新規事業展開を支援してまいります。

また、建設工事等の減少で厳しい経営を強いられている町内建設事業者への支援策として、建設業法に基づく業種の工事で使用することができるえんがるプレミアム建設券を発行いたします。

このプレミアム建設券は、遠軽商工会議所が発行元となり、1世帯10枚を限度とし、1枚5万円の券に5,000円のプレミアムを付して販売するものであり、1,000枚総額5,500万円の発行が予定されております。町としましては、建設工事の新たな需要を創出し、町内経済の活性化を図るため、プレミアム分の助成を行ってまいります。

観光の振興につきましては、本町には、各地域に魅力ある観光施設があり、これらの相互連携による地域の活性化が期待されます。体験型観光の拠点施設として有効活用されている丸瀬布森林公園いこいの森にセンターハウスを建設し、キャンプ場を初めとする利用者の利便性および安全性の向上を図ってまいります。

雇用対策の充実につきましては、国の経済見通しによると、雇用・所得環境の改善により、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むと見込まれておりますが、本町の雇用・就職環境は依然として厳しい状況が続いております。このため、国の緊急雇用創出事業を活用した事業を実施することにより、緊急雇用対策として一時的な雇用と就業機会を創出し、新たな雇用の場の確保に努めてまいります。

四つ目の健康で生きがいを大切に、互いに支え合うまちづくりにつきましては、だれもが安心して安らぎのある生活が送れるよう、保健・医療・福祉・子育て環境の充実に努め、互いに支え合うまちづくりを進めてまいります。

保健の充実につきましては、医療や介護への社会保障費の負担が増加する中、疾病を未然に防ぐ予防体制の充実が求められております。予防接種の実施によって感染のおそれのある疾病の発生や流行を防止するため、新型インフルエンザ予防接種に加えて、新たに子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチン接種にかかる費用の全額を負担してまいります。また、新型インフルエンザ予防接種、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種等につきましても従前の助成を継続してまいります。

医療体制の整備につきましては、安心して暮らせるまちづくりを進める上で安定した医

療体制の充実がもとめられており、特に遠紋圏の地域センター病院である遠軽厚生病院を中心とした医療体制の充実は周辺地域においても重要であり、遠軽厚生病院の医療機器整備に対して、遠紋地区市町村とともに助成してまいります。

また、生田原医科診療所の医療機器について、一部更新してまいります。

子育ての推進につきましては、次の世代を担う子供の健全な育成及び向上に資するため、子ども手当を国の支給基準に基づき、中学校終了までの子供を対象に予算措置をしたところであります。

五つ目の、いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくりにつきましては、将来の遠軽を担う宝である子供たちの育成と、町民一人一人が心豊かな生活を送るため、教育と文化、スポーツを支援してまいります。

教育の振興につきましては、教職員の一層の資質向上を図り、学校や教員に対しての信頼を確立するため、教職員の研修機会の充実に努めてまいります。

また、小学校の新学習指導要領の完全実施に伴い、社会科副読本を改訂し、新しい教科書の単元にそった学習ができるよう努めてまいります。

義務教育の充実につきましては、学校環境の維持・向上を図るため、平成23年度から南小学校の大規模改修工事を実施するとともに、あわせて屋体の耐震改修工事を実施してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な学校給食を提供するため、遠軽小学校の給食施設の新設工事を実施してまいります。

また、小中学校に在籍する障がいのある児童生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うため、平成23年度から特別支援教育支援員をすべての小中学校に配置できるよう予算措置し、円滑な学校・学級運営に努めてまいります。

体育施設の充実・活用につきましては、交流人口の拡大や地域の活性化につながる各種スポーツ大会及び合宿の誘致に取り組んでまいりましたが、平成23年度において国土舘大学野球部の合宿誘致が決定したところであり、今後、地域の活性化とともに子供たちの成長に寄与することを期待しているところであります。

また、施設の充実を図るため、多目的広場及びえんがる球場の芝生改修工事を行い引き続き各種スポーツ大会や合宿誘致に取り組んでまいります。

文化財の保護・活用につきましては、貴重な地域資源である国内最大規模を誇る白滝黒曜石原産地及び国指定史跡白滝遺跡群などの地質遺産と恵まれた自然環境を、ジオパークとして教育や新たな観光資源に活用し、持続的な地域発展を目指すため、白滝総合支所庁舎に白滝ジオパークへの来訪者を案内するガイダンス機能、黒曜石や地質事象を学ぶミュージアム機能、研究機関とリンクした調査研究機能の整備を行い、新たに開設する遠軽町埋蔵文化財センターと連動したジオパーク拠点施設の整備を進めてまいります。

長年の懸案事項である文化センターの建設につきましては、文化センター等を考える会の協議内容を踏まえ、その後さまざまな角度から検討を行い、議会とも十分協議させてい

ただき、建設の是非を判断させていただきたいと考えております。

六つ目の、みんなで進める協働のまちづくりにつきましては、まちの発展は行政の力だけでなく、町民の皆様の力が必要であり、無駄のない効果的なまちづくりを目指すため、協働のまちづくりを進めてまいります。

行政改革の推進につきましては、平成18年度策定の行政改革推進計画に基づき行政改革を進めてまいりましたが、この間の検証結果を踏まえて、さらなる行政改革を推進してまいります。

自衛隊関係につきましては、昨年、国の防衛大綱及び中期防衛力整備計画が策定され、結果的に北海道の自衛隊の大幅な削減はなかったものの、昨今の内外情勢の不透明感が増す中で、存置活動は一層重要であります。さらに、まちづくりを進める上で、陸上自衛隊遠軽駐屯地は、本町だけでなく周辺地域にとっても欠かすことのできない存在であり、陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会等の関係団体との連携をより強め、ともに歩調を合わせて、存置活動に積極的に取り組んでまいります。

以上、平成23年度の町政執行に対する所信と、主な施策について申し上げます。

次に、平成23年度予算案について御説明申し上げます。

予算編成につきましては、合併特例期間である10年間の折り返し点であり、平成17年度の合併時に借入した合併基金造成などの元金償還が開始されるため、経常経費の一層の抑制に努めるとともに、事務事業の緊急度・優先度等を十分に勘案し、職員一人一人の創意工夫と入念な内部協議、検討を行い、最小の経費で最大の効果を上げるため、これまで以上に徹底した事務事業の見直しと厳しい選択を行い、限られた財源の重点的な配分に努め、地方分権や住民ニーズ等に対処したところであります。

投資的経費につきましては、国の補正予算に係る地域活性化交付金（きめ細かな交付金・住民生活に光をそそぐ交付金）は、平成22年度補正予算で対応し、森林公園いこいの森センターハウス等整備工事、あけぼの団地公営住宅建設工事、南小学校大規模改修工事等により一般会計では、1.8%増で計上したところであります。

予算規模につきましては、一般会計は、133億2,200万円、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計26億596万4,000円、後期高齢者医療特別会計2億6,249万1,000円、介護保険特別会計13億4,944万3,000円、個別排水処理事業特別会計641万2,000円、公共用地先行取得事業特別会計898万円の5会計で42億3,329万円、公営企業会計については、水道事業会計7億2,725万2,000円、下水道事業会計16億9,989万7,000円としたところであります。

これによりまして、一般会計、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算規模は、199億8,243万9,000円としたところであります。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入につきましては、平成23年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ、収入見込額を計上したところであります。

《平成23年3月9日》

町税につきましては、法人町民税は、経済不況が続いておりますが、底を脱した感があるため対前年比20.2%増を見込む一方、個人町民税は雇用環境の悪化等による減少を見込み総額で対前年比0.4%減で計上したところであります。

地方交付税につきましては、地方財政計画により見込み計上したところであります。

国庫支出金・道支出金は、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところであります。

町債については、地方債計画により、本年度計画しております投資的事業等の財源として予算措置をしたところであります。

また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費については、地方議会議員年金廃止に伴う給付費負担金を計上したところであります。

総務費については、総合行政システム機器更新及び戸籍システム購入に係る経費、地上テレビ放送の難視聴解消施設整備支援に係る経費、ジオパーク拠点施設整備工事に要する経費等を計上したところであります。

交通安全対策については、交通安全推進事業に要する経費、町内生活交通路線運行維持に係る民間バス事業者支援に要する経費、町営バスの運行に要する経費等を計上したところであります。

自治振興対策については、自治会活動支援に要する経費、交通安全・防犯・青少年健全育成を柱とした安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところであります。

選挙関係については、農業委員会委員選挙、知事・道議会議員選挙に要する経費を計上したところであります。

民生費については、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等福祉施設の運営に要する経費を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援に要する経費、高齢者、障がい者、児童、乳幼児等への福祉対策に要する経費、国施策による子ども手当支給事業に要する経費等を計上したところであります。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦検診事業に要する経費、子育て支援事業に要する経費、予防接種事業に要する経費、地域医療対策として遠軽厚生病院医療機器整備及び生田原医科診療所医療機器更新に要する経費、遠軽町清掃センターの精密機能検査等調査、旭野一般廃棄物処分場の残余埋立容量の調査に要する経費等を計上したところであります。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費、緊急雇用対策に要する経費等を計上したところであります。

農業費の農業振興については、農業後継者対策に要する経費、ニンニク栽培等に補助する農産物栽培奨励事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、農業融資・畜産

関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業に要する経費等を計上したところであります。

また、道営草地整備事業で実施する生田原八重牧場の草地改良事業等の負担金を計上したところであります。

林業振興については、有害鳥獣駆除に要する経費、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林整備地域活動支援対策事業に要する経費等を計上したところであります。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するため、商工業融資利子補給事業及び企業振興促進助成事業に要する経費等を計上したところであります。

消費対策については、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところであります。

観光振興については、観光協会等が主催する各種イベントの推進、総合観光パンフレット印刷及び地域イベントに対する補助経費等を計上したところであります。

施設整備については、森林公園いこいの森センターハウス建設工事に要する経費等を計上したところであります。

土木費の道路関係については、南町39号線通道路改良舗装工事、北7丁目通道路改良舗装工事、学田1丁目1条通道路改良舗装工事、岩見通道路改良舗装工事、清川西2線道路歩道整備工事、白滝市街西線道路改良舗装工事、除雪対策として除雪ドーザ購入に要する経費等を計上したところであります。

都市計画関係については、地籍整備事業、岩見通街路事業計画変更業務委託に要する経費等を計上したところであります。

公営住宅関係については、継続費による北2丁目団地公営住宅新築工事、あけぼの団地公営住宅建設工事、（仮称）福路団地公営住宅設計業務委託、（仮称）やまなみ団地公営住宅全体計画調査業務委託に要する経費等を計上したところであります。

消防費については、総合防災訓練に要する経費、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費、高規格救急自動車購入事業に要する経費等を計上したところであります。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、教材教具の充実及び学校行事負担金等に要する経費等を計上したところであります。

学校施設整備については、南小学校大規模改修工事、遠軽小学校児童玄関等改修工事、遠軽小学校学校給食施設新築工事に要する経費等を計上したところであります。

社会教育関係については、生涯学習機会の充実、社会教育団体や人材の育成に要する経費、遠軽町埋蔵文化財センター設置に伴う運営費に要する経費等を計上したところであります。

図書館関係については、利用者増に伴う図書館事業に要する経費等を計上したところであります。

スポーツ振興関係については、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の

《平成23年3月9日》

支援に要する経費等を計上したところであります。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づき、病気、けが、出産及び死亡の際の保険給付を行うことで、広く町民の福祉増進を図ってまいりました。

国民健康保険の現状といたしましては、国の抜本的な制度見直しの論議が始まりましたが、本町においては、医療費の増加や少子高齢化により、大変厳しい運営を強いられている状況にあります。

歳出については、医療技術の進歩や社会経済情勢、さらに制度の構造的な問題の影響による医療費の増加に対応した予算を計上したところであります。

歳入につきましても、近年の医療制度改正による財源負担の見直しの影響と、増加する医療費に対し、一般会計からの繰入金を増額し対応したところであります。

老人保健特別会計については、本制度は、平成19年度に制度廃止になっておりますが、その後の残務処理が終了したことにより平成22年度で廃止しております。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者3,680人が加入をしておりますが、平成22年度に保険料が改定され、歳入については、同広域連合が示す保険料徴収額等を計上したところであります。

歳出については、保険料納付金及び事務経費を計上したところであります。

介護保険特別会計については、歳入では、保険料収入について、1号被保険者を6,917人と見込み、また、国・道負担金、支払基金交付金からの負担金等を計上したところであります。

歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費、地域支援事業費等を計上したところであります。

簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、地方公営企業法の適用により、個別排水処理事業特別会計を残して企業会計に移行しております。

個別排水処理事業特別会計については、丸瀬布及び白滝地域の個別排水処理施設整備を引き続き対応してまいります。

歳入については、使用料及び手数料を計上したところであります。

歳出については、設置工事費及び維持管理経費を計上したところであります。

公共用地先行取得事業特別会計については、起債の償還費でありまして、一般会計からの繰入金をもって充当するものであります。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は給水戸数を9,646戸と想定し、収益的収入では、水道料金等4億8,485万2,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として4億7,895万5,000円を予定したところであります。

また、資本的収入では工事負担金等2,780万6,000円、資本的支出では、水道管布設替工事、水道メーター検漏取替費及び企業債償還金等2億4,829万7,000円を

計上したところであります。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、排水戸数6,340戸と想定し、収益的収入では、下水道使用料等8億7,860万8,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、8億7,478万円を予定したところであります。

また、資本的収入では企業債、国庫補助金等3億4,762万円、資本的支出では、管渠設計調査業務委託、下水処理センター更新工事、管渠工事及び企業債償還金等8億2,511万7,000円を計上したところであります。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、遠軽町表彰条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号第1次遠軽町総合計画基本構想に係る基本計画を定めることについては、第1次遠軽町総合計画基本構想に係る基本計画を定めたいので、遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、広域紋別病院企業団の加入に伴う北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号北海道市町村総合事務組合格約の変更については、広域紋別病院企業団の加入に伴う、北海道市町村総合事務組合格約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号遠軽町特別会計条例の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号遠軽町国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金及び地方債などについて、事務事業の確定により精査し、補正するものであります。

寄附金については、寄附者の御意志に添いまして、それぞれ目的の基金に積み立てするものであります。

主な歳出については、燃料単価高騰に伴う施設燃料費の追加、生活交通路線維持対策事業補助金、国平成22年度補正予算の地域活性化・きめ細かな交付金事業、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業の追加、介護給付費・訓練等給付費の追加、小規模多機能型居宅介護施設建設事業補助金の追加、丸瀬布厚生病院運営費負担金の減額、道営土地改良事業負担金の追加、企業振興促進補助金の追加等について補正するものであります。

議案第8号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして

《平成23年3月9日》

は、国保総合システム構築に係る経費及び高額療養費追加について補正するものであります。

議案第9号平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、決算剰余金に係る一般会計繰出金等について補正するものであります。

議案第10号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等を精査し、補正するものであります。

議案第11号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、工事請負費を精査し、補正するものであります。

議案第12号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、委託料、工事請負費に係る精査及び国平成22年度補正予算の社会資本整備に係る工事請負費の追加等について補正するものであります。

以上が本議会に提案をいたしました議案の概要であります。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。平成23年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 富永教育委員長。

○教育委員長（富永史朗君） ー登壇ー

平成23年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を御説明申し上げ、町議会並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、いよいよ小学校では4月から、新学習指導要領が全面的に実施され、中学校においては移行措置の最終年度に入りますが、教育委員会といたしましては、改めて、教育の不易と流行を踏まえながら、心身ともに健康な遠軽町の児童生徒の育成に、万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

新学習指導要領は、次代を生きる児童生徒たちに生きる力を育むという理念を継承し、その基盤となる確かな学力の向上と豊かな心や健康な身体を確実に育むことを目指しております。

その実現のためには、児童生徒を中心においた学校間の連携・接続はもとより、学校・家庭・地域社会が、それぞれの役割を確実に果たしつつ、これまで以上に連携を図ることが重要となってまいります。

教育委員会といたしましては、これら教育の動向を踏まえ、厳しい財政状況ではあります。創意工夫の中で、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに生涯学習環境の充実に努めてまいります。

それでは、学校教育について、御説明申し上げます。

平成21年度から新学習指導要領への移行措置が始まり、遠軽町の小中学校では、学校・家庭・地域社会の三者が一体となって、学習時間と教育内容が膨らんだ新学習指導要領

をもとに、児童生徒一人一人に確かな学力と、豊かな心や健康な身体を育てております。

確かな学力向上の第一は、児童生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識や技能の習得を確実なものにしてまいります。

第二は、習得した基礎的・基本的な学習内容を活用して、生き方の基盤となる言語能力を育てながら、思考力・判断力・表現力等の育成を図ってまいります。

第三は、小中学校の接続や家庭・地域社会の役割を強化し、三者が広く児童生徒の学びにかかわりながら、学習習慣や学習意欲を高めてまいります。

次に、豊かな心や健康な身体の育成であります。豊かな心を育てるためには、基盤となる道徳教育を充実し、善悪の判断や他者を思いやる心、自然と共生する心の涵養に努めてまいります。あわせて、読書活動や音楽活動を充実し、さらには、地域社会の一員としてさまざまな集団とかかわる中で、一人一人の豊かな育ちを培ってまいります。

また、健康な身体を育てるためには、全国体力・運動能力・運動習慣調査の結果を踏まえ、保健体育の時間や小中学校のクラブ活動や部活動、さらには社会教育と連携しながら、一人一人の健康な身体づくりを押し進めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目の特別支援教育については、昨年度から特別支援教育支援員を一部の小中学校に配置しておりますが、制度の拡充を図りながら、一人一人の個性に応じた適切な指導及び支援に努めてまいります。

2点目のいじめや不登校、問題行動の解決については、生徒指導の充実を図りながら、家庭・地域・関係機関と連携し、地域全体で子供たちを見守る体制づくりを進めてまいります。

あわせて、携帯電話等の情報モラルの確立に努めるとともに、学校安全につきましても、児童生徒の生命を守ることを最優先に、組織的・継続的に活動してまいります。

3点目の食育につきましては、家庭・地域社会と連携し、一人一人が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、地産地消の推進にも努めてまいります。

最後に、信頼される学校についてですが、学校存立の基盤は、一人一人の教師の信頼にかかっているといっても過言ではありません。そのためには、学校評価等を実施し、各種研修事業への参加を奨励しながら、専門職としての資質を高めてまいります。

あわせて、学校評議員制度を活用するなどして、保護者や地域住民の意見や願いが反映できる風通しのよい学校づくりを進めながら、町民の負託にこたえるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

なお、平成22年度補正予算として計上いたします地域活性化交付金（きめ細かな交付金・住民生活に光をそそぐ交付金）事業につきましても、繰越明許費として平成23年度中の執行となりますことから、あわせて申し上げます。

《平成23年3月9日》

幼稚園教育につきましては、私立幼稚園における就園奨励事業について、国の要綱に沿って支給額の引き上げを行い、幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図ってまいります。

小中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための特別支援教育支援員について勤務時間を延長するとともに、すべての小中学校に配置できるよう予算措置し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

また、教職員の資質向上を図り、学校や教員に対しての信頼を確立するため、引き続き、教職員の各種研修活動への積極的な参加を促すとともに、研修機会の充実に努めてまいります。

小学校の新学習指導要領の完全実施に伴い、自分たちの住んでいる地域を知るための社会科副読本「えんがる」を改訂し、新しい教科書の単元に沿った学習ができるよう努めてまいります。

また、小学校における外国語活動の導入に伴い、言語や文化に対する理解を深めるために、英語指導助手の活用をより一層図ってまいります。

遠距離通学をする児童生徒の通学の利便を図るため、スクールバスの運行を行うとともに、通学実態にあわせた経費の助成を行い保護者の負担軽減を図ってまいります。

遠軽小学校につきましては、昨年2学期から旧遠軽郁凌高等学校に移転し、校舎には1年半ぶりに子どもたちのにぎわいが戻りました。平成23年度においては給食施設を設置するとともに、児童玄関等の改修・整備を行い、より快適な学習環境の整備に努めてまいります。

小中学校の大規模改修につきましては、年次計画により南小学校について平成23年度から3年間の計画で実施してまいります。

あわせて、屋体の耐震改修工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

そのほかの施設整備等につきましては、生田原中学校暖房設備等改修工事などを実施するとともに、小中学校の除雪機を新たに配置、または更新してまいります。

また、各小中学校の図書購入費を増額し、学校図書の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、食中毒防止策を強化するとともに、学校給食のスムーズな運営のため、備品の更新等、適正な備品管理に努めてまいります。

支湧別小学校につきましては、大正4年の開校以来、地域とともに95年の歴史を刻んでまいりましたが、児童の減少から本年度末をもって閉校することになりました。これまでお力添えをいただきました地域の方々、並びに関係者の皆様方に対して、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

次に、社会教育について申し上げます。

《平成23年3月9日》

教育基本法の改正を受け、平成20年に改定された社会教育法は、生涯学習のより一層の振興を図るための適切な学習支援及び奨励が強く期待されるとともに、家庭教育に関する総合的な支援体制の確立と児童生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実が求められたものであります。

これらの期待にこたえるためには、町民一人一人が、生涯のいつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、かつ、成果を活かしていく社会の中で自己実現を図ることが重要であり、社会教育のさまざまな事業展開を初め、社会教育施設である公民館や図書館、博物館の活動等、社会教育全体で取り組む必要があります。

そのためには、生涯各期の学習機会の充実を図るとともに、学習情報提供の充実、学習相談体制の充実を図り、町民一人一人が自らの課題に対して、自主的・主体的に取り組めるよう積極的に支援してまいります。

また、家庭教育に関する総合的な支援体制を確立するため、引き続き、家庭教育支援のあり方について見直しを図ってまいります。

さらには、芸術文化活動や文化財保護活動等を含めた、生涯学習に対するニーズの十分な把握に努めるとともに、生涯学習活動を支援してまいります。

子供の体験活動については、これまでも積極的に取り組んできたところでありますが、より一層、学びの中心である学校と地域の教育力を活かした学社融合の充実に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

これからの社会体育は、地域住民同士の交流を通して、連帯感・一体感の醸成を図り、地域の活性化を通して地域の教育力の向上に取り組むことが求められております。

また、青少年の豊かな心や健やかな身体の育成・スポーツ活動を通して自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成など、さらには健康づくりの増進にも努める必要があります。

このことから、スポーツの生活化を目指し、子供から高齢者まで、それぞれのライフステージや技能にあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことが重要であります。

そのためには、町民の生涯スポーツへの指向を図るとともに、地域の特性を活かした、町民のだれもが、いつでも、どこでも、自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるように積極的に支援してまいります。

また、近年、住民サービスの向上及び経費節減などの観点から民間への管理委託の検討が課題として取り上げられておりますが、本町においても社会体育施設への指定管理者制度導入について、関係機関と協議を進めてまいります。

これらの、社会教育、社会体育の推進に当たっては、社会教育中期計画に基づき、計画的にさまざまな学習活動に対する奨励・援助を行うことが重要であることから、最終年度

《平成23年3月9日》

を迎える社会教育中期計画を見直し、第2次社会教育中期計画の策定に努めてまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

なお、学校教育の主要事業と同様に地域活性化交付金事業につきましても、あわせて申し上げます。

未来を担う子供たちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を活かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場の確保に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力が低下していることにかんがみ、引き続き家庭教育支援のあり方について総合的に見直すとともに、家庭教育情報提供事業として啓発資料の作成を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会の提供や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、社会教育関係団体の活動に対し支援を行ってまいります。

文化財につきましては、新たにオープンする遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、遠軽町の埋蔵文化財の保存と普及活用を図るための事業を展開するとともに、白滝ジオパーク推進のガイダンス施設としての役割を果たすよう努めてまいります。

4 図書館（室）につきましては、各図書館（室）間の連携を深め、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に生涯学習の情報センターとしての利便性を高め、町民に親しまれる図書館（室）として運営してまいります。

また、図書購入費を増額し、各図書館（室）図書の充実を図ってまいります。

なお、遠軽町図書館につきましては、読書の普及促進と利便性の向上を目的に、平成22年度に引き続き、ゴールデンウィーク並びに夏休み及び冬休み中の定例休館日（年末年始は除く）を試行的に開館し、今後の図書館運営についてさらに検討してまいります。

施設整備につきましては、遠軽町図書館暖房設備等改修工事などを実施し、施設の整備充実を図ります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを引き続き開催してまいります。

また、屋内外施設の維持管理に努めるとともに、各施設の有効活用と地域の活性化や交流人口拡大を図るため、関係団体と連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

平成23年の夏には、東都大学野球リーグで活躍している国士舘大学野球部が遠軽町での合宿を予定しており、今後も継続して合宿を行っていく意向を示していることから、他の大学も含め、今後の大学等の野球部合宿に対応するため、えんがる球場の合宿環境の整備に努めてまいります。

《平成23年3月9日》

えんがる温水プールにつきましては、健康づくりのために温水プールを利用する町民もふえていることから、利便性の向上を図り利用者の拡大を探るため、平成22年度に引き続き、ゴールデンウィーク並びに夏休み中の定例休館日を試行的に開館するとともに、冬期間の時間延長を実施してまいります。

また、冬期間の体育授業やスポーツの場として、多くの町民に利用されているロックバレースキー場の維持経費、及びペアリフトの修繕やロッジのトイレ改修にかかる経費などについて支援を行ってまいります。

施設整備につきましては、遠軽町総合体育館トイレ改修工事、丸瀬布及び白滝プールの各種改修工事、えんがる多目的広場等芝生改修工事、瀬戸瀬パークゴルフ場グリーン改修工事、いくたはら球場グラウンド整備工事、白滝山村広場木製遊具改修工事などを実施し、施設の整備充実を図ります。

以上、基本的な考え方について御説明申し上げましたが、教育行政は、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、自ら判断し、自らの責任において推進していくことが求められています。

そのためには、家庭や地域、さらには教育関係者とも、常に情報を共有し、町民とともに歩む教育行政の推進に努める必要があります。

改めて、その使命と責任の重大さを自覚するとともに、関係機関や団体との連携を深め、教育の充実、振興のために一層努力してまいります所存であります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、平成23年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（前田篤秀君） 11時25分まで、暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定より、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町南町3丁目3番地10、中村フジエ様から、文化センター建設資金といたしまして30万円、遠軽町西町2丁目5番地16、徳廣富代様から、まちづくり振興資金といたしまして30万

《平成23年3月9日》

円、遠軽町大通北8丁目1番地25、上田稔様から、まちづくり振興資金といたしまして100万円、遠軽町1条通北2丁目1番地2、藤根郁子様から、社会福祉振興資金といたしまして100万円、札幌市北区屯田4条4丁目6番地20、石川なおみ様及び遠軽町南町3丁目4番地451、和田ゆきえ様から、まちづくり振興資金といたしまして200万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、6名、5件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第2号第1次遠軽町総合計画基本構想に係る基本計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第2号第1次遠軽町総合計画基本構想に係る基本計画を定めることについて御説明申し上げたいと思います。

議案書並びに赤番の7番、第1次遠軽町総合計画に関する資料に基づき御説明申し上げたいと思います。

遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により第1次遠軽町総合計画基本構想に係る基本計画を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

別紙をお開き願いたいと思います。

基本計画につきましては、基本構想のまちづくりの基本方針として定めております6項目について、項目ごとにそれぞれ掲げた基本目標と、これを実現するため示した主要な施策等実施計画により構成されているものでございます。より実効性のある計画とするため、平成19年度から23年度までの5カ年を前期実行計画といたしまして、平成24年度から28年度までの5年間につきましては、展望計画と位置づけをしてきたところで

ございます。

この展望計画につきましては、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、平成23年度から平成27年度までの後期実行計画として、改めて策定することとしておりました。この展望計画の策定に当たりましては、前期実行計画を振り返りながら次なる5年間において、さらなる遠軽町の安定と将来の発展を見据えた政策、施策の展開を明らかにいたしまして、計画的にまちづくりを進めるため、将来像であります「森林と清流、心生き生きふれあいの町」を目指し、原案を策定したところでございます。

各常任委員会の御意見・御助言を賜りますとともに、各地域の審議会ですとか、パブリックコメント手続によります町民の皆様からの御意見、御助言をいただきまして、意見を反映し策定したものでございます。前期計画からの主な変更点のみ御説明申し上げたいと思います。

2ページをお開き願いたいと思います。

自然環境の保全と活用でございます。

現状と課題の四つ目の丸印をごらんいただきたいと思いますが、町では近年の地球温暖化や環境保全に寄与するため、遠軽町地域新エネルギービジョンに基づきまして新エネルギーの導入を促進しているところでございます。

住宅用太陽光発電システムに対する支援制度を開始いたしまして、エネルギー対策に地域レベルから貢献する一方、地域活性化につながるよう進めているところであります。環境に配慮した新省エネルギーの取り組みを進めていくことを追加してございます。

次に、11ページになります。

情報・通信の整備でございます。

現状と課題の丸印ですが、地上のテレビ放送のデジタル化に伴います難視聴解消のための対策、共同受信施設の運営支援に取り組むこととしてございます。

続きまして、23ページになります。

防災・危機管理体制の強化でございます。

近年各地で発生しております豪雨ですとか、豪雪など、自然災害に対応すべき防災体制の強化といたしまして、総合防災訓練を隔年で実施いたしまして、住民の防災意識の向上を図り、自主防災組織の普及、育成を進めることとしてございます。

続きまして、31ページになります。

ごみ処理施設の充実でございます。

32ページの主な事業といたしまして、廃棄物処理対策の充実として施設の整備・更新に取り組むこととしてございます。

続きまして、43ページになります。工業の振興についてでございます。

新規企業立地の支援といたしまして、税制面における支援の充実など企業誘致の環境整備について取り組むこととしてございます。

続きまして、48ページになります。観光の振興におきましては、白滝黒曜石など特色

ある地域資源と恵まれた自然環境が日本ジオパークに認定されたことによりまして、観光資源として活用に取り組むこととして追加してございます。

次に、62ページになります。高齢者福祉の充実でございます。

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けていける環境づくりのため、介護福祉施設の整備支援について取り組むこととしてございます。

続きまして、86ページになります。

文化財の保護活用につきましては、国から文化財として名所指定されました瞰望岩すとか、白滝地域におきます旧石器時代の貴重な遺跡を保護・保全することによりまして、地域の宝として積極的に発信し、活力あるまちづくりを進めていくこととしてございます。

以上、主な変更点について申し上げます。

続きまして、資料の赤番7のほうをお開き願いたいというふうに思っております。

この資料につきましては、地方自治法第2条第4項の規定によりまして、平成28年度を目標といたします第1次遠軽町総合計画の基本構想につきましては、提出してるところでございます。

この基本構想につきましては、平成19年3月の議会におきまして、議会の議決を得て策定したところでございます。総合計画の策定にあたって2ページから15ページ、基本構想につきましては、17ページから26ページまで掲載しておりますので、お目通しをお願いしたいというふうに思っております。

その後、資料の26ページ以降になりますけれども、第1次遠軽町総合計画の後期実行計画、想定事業、ハード一覧表として資料を提出しているところでございます。

これらの事業につきましては、財政状況、社会情勢等の変化、さらに事業の必要性ですとか、費用対効果等によりまして、選択していくことになりますので、実施年度等に変更があること等もありますし、必ず実施されるということでもありませんので、御理解を賜りたいというふうに考えております。

また、事務事業ソフト一覧表につきましても、基本方針ごとに主な事務事業を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいというふうに思っております。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 1点だけちょっとお伺いしますけれども、細かいことで恐縮ですけれども、議案書の62ページ、高齢者福祉の充実というところなのですが、当町の現状について述べているのですけれども、高齢社会の到来によりという書き方ですね、ところが遠軽町の現状は、既にもう超高齢社会に入っているのですよ。割合からいうと。ですから、そういう認識でいるべきでないかというふうに思うのですけれども、高齢社会の到

来によりという書き方は、ちょっと認識が甘いというふうにするのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今、御指摘の当初62ページの頭の部分、高齢社会の到来によりという部分ですけれども、ここ高齢者社会の到来によりまして、その後の文章で、3行目までこの部分については一般的などという言い方は大変失礼なのですけれども、社会的な情勢がこういうふうになってきておりまして、さらに、それ以降は町のほうでいろいろ施策を考えていくということで文章を表現させてもらってますので、御理解賜りたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 現状と課題ですから、現状を述べるのに、もう遠軽町は超高齢社会に入っているのですよ。ですから、現状は超高齢社会というふうにならなければだめなのではないですかということなのです。言っていることわかりますか。

福祉課のほうではそういう数値を押さえているはずなのですよ。何パーセント以上は高齢社会とか、超高齢社会とか、少子高齢化とか。ですから、それに現状に合った文言にならなければおかしいというふうに言っているのですけれども、今の課長の答弁では全く私は理解できません。現状認識が甘いというふうには言えるのではないのでしょうか。福祉の担当の方、遠軽町の現状というのを超高齢社会かどうかと、その辺の認識をどう思っているか、それもあわせて聞きたいと思いますが。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 高齢化社会についてなのですけれども、一応14%以上が高齢者社会、そして21%以上になると超高齢化社会ということで言われております。そして、現在うちの推計では既に31%を超えておりますので、高齢化社会の到来とありますけれども、超高齢化社会ということで認識しておりますので、大変申しわけありません、そういうことで御了承お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 言いたいことはわかりましたけれども、それでは細かい次いでもう一つ、超高齢社会と超高齢化社会と、化がつくかつかないかで全然中身違いますからね。化というのは化けるという字で、そうなりつつあるということですから、現状はなっているのですから、超高齢社会と言うのですよ超高齢化でないのです。よろしいです

《平成23年3月9日》

ね。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 一般質問でやればよい課題なのかもしれませんが、ちょっとお聞かせください。多分101ページになると思うのですが、持続可能な財政運営の確立の中で、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の見直しというのがのってございます。合併をして、今、6年目に入りました。合併をした当初ですね、全体の旧4カ町村の使用料・手数料等の見直しを全体でやったときに、あのときの基本方針では、たしか4年ごとにこの使用料・手数料等の見直しをやるというふうにうたってたというふう思うのですね。ところが、ことし6年目ですが、以降1回もこの使用料・手数料等の見直しについて、議論がされておられませんし、提起もされていないのですが、今年度もこの見直しについて提起などをするつもりがあるのかどうか、その辺の基本的な考え方だけお聞かせいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 前回使用料・手数料の見直しにつきましては、19年の3月に条例提案いたしまして、19年の10月から見直しを行ってございます。本年度におきまして、今までのいろいろな見直し等の経過を含めまして、23年度におきまして行政改革を含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今年度に検討ですか。具体的に23年度にその改定に向けての議論を始めるつもりなのですか。どちらですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 23年度におきまして検討して、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） ということは、具体的には要するに今年度、23年度中に全体のその使用料等の基本的な考え方をまとめて、24年度にその議論をするということですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 23年度におきまして、今までの経過等も含めまして、いろいろ内容等を検討して、引き続き今後に向けて改定するのか、据え置くのか、その辺も含めて23年度中に検討をしていきたいということでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号第1次遠軽町総合計画基本構想に係る基本計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号及び日程第7 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第6 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第7 議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上2件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長(寒河江陽一君) 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。

広域紋別病院企業団の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

別表1、富良野広域連合の次に、広域紋別病院企業団を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

引き続きまして、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明いたします。

広域紋別病院企業団の加入に伴い北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

別表第1中、オホーツク総合振興局23を、オホーツク総合振興局24に改め、網走地

《平成23年3月9日》

区消防組合の次に広域紋別病院企業団を加えるものであります。

別表第2、第9項中、北見地区消防組合の次に広域紋別病院企業団を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合格約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第5号遠軽町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成23年3月9日》

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第5号遠軽町特別会計条例の一部改正についてを説明いたします。

平成20年3月で廃止されました老人保健特別会計の経過措置期間満了に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町特別会計条例の一部を改正する条例。

遠軽町特別会計条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料によりまして説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

今回の改正は、本条例第1条に規定する特別会計から、(2)老人保健特別会計を削除するものでございます。これに伴いまして、現行の(3)以降を1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上で、新旧対照表の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第6号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第6号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを説明いたします。

現行保険法施行令等の一部を改正する政令に基づき、国民健康保険制度における出産育児一時金を39万円に改正することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

《平成23年3月9日》

遠軽町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

遠軽町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料によりまして説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

今回の改正は、本条例第4条の出産育児一時金の金額を35万円から39万円に改正し、これに伴い同条例附則第5項を削除するものでございます。

以上で、新旧対照表の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則第1項としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

第2項としまして、この条例の施行の日前に出産した被保険者にかかる遠軽町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

1時まで昼食のため、暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時27分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第6号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号から日程第15 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第7号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）、日程第11 議案第8号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、日程第12 議案第9号平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第13 議案第10号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第14 議案第11号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15 議案第12号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第7号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,453万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億3,498万8,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

継続費の補正につきましては、「第2表 継続費補正」により御説明いたします。

繰越明許費につきましては、「第3表 繰越明許費」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第4表 債務負担行為補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第5表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

12款分担金及び負担金につきましては、2項負担金を1,549万6,000円減額し、総額を1億8,547万4,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料を354万4,000円減額、2項手数料を29万3,000円減額し、総額を4億7,208万円とするものであります。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に396万7,000円追加、2項国庫補助金に2億2,407万5,000円追加し、総額を9億6,421万2,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に14万1,000円追加、2項道補助金に914万3,000円追加、3項委託金を143万7,000円減額し、総額を6億2,949万6,000円とするものであります。

16款財産収入につきましては、2項財産売払収入を40万7,000円減額し、総額を4,384万6,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては、568万円を追加し、総額を1,536万8,000円とするものであります。1項同額であります。

18款繰入金につきましては、2項特別会計繰入金に1,054万5,000円を老人保健特別会計廃止に伴う決算剰余金として新たに見込み、総額を1,971万5,000円とするものであります。

20款諸収入につきましては、2項町預金利子を53万5,000円減額、5項雑入を50万円減額し、総額を1億4,875万7,000円とするものであります。

21款町債につきましては、4,680万円減額し、総額を13億1,470万円とするものであります。1項同額であります。

《平成23年3月9日》

これによりまして、歳入合計133億5,044万9,000円に1億8,453万9,000円を追加し、総額を135億3,498万8,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款議会費につきましては、174万円減額し、総額を7,935万6,000円とするものであります。1項同額であります。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3億3,060万2,000円追加、5項統計調査費を143万7,000円減額し、総額を37億1,813万9,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に990万円追加、2項児童福祉費を434万2,000円減額し、総額を21億3,558万9,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を2,099万9,000円減額、2項清掃費を688万2,000円減額し、総額を8億4,190万1,000円とするものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に614万7,000円追加、2項林業費を201万8,000円減額し、総額を4億207万4,000円とするものであります。

7款商工費につきましては、215万円を追加し、総額を3億1,414万6,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費を7,263万9,000円減額、3項河川費を187万7,000円減額、4項都市計画費を760万円減額、5項下水道費を1,292万1,000円減額、6項住宅費を1,355万3,000円減額し、総額を18億7,496万円とするものであります。

9款消防費につきましては、926万円減額し、総額を7億297万5,000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を10万円減額、2項小学校費を287万9,000円減額、3項中学校費に338万3,000円追加、4項学校給食費を288万8,000円減額、5項幼稚園費を209万8,000円減額、7項保健体育費を407万8,000円減額し、総額を11億124万6,000円とするものであります。

11款災害復旧費につきましては33万2,000円減額し、総額を912万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計133億5,044万9,000円に1億8,453万9,000円追加し、総額を歳入歳出同額の135億3,498万8,000円とするものであります。

次に、第2表、継続費補正について御説明いたします。

継続費の補正につきましては、8款土木費6項住宅費、北2丁目団地公営住宅新築工事

につきましては、額の確定により記載のとおり継続費の補正をするものであります。

なお、継続費にかかる調書につきましては、65ページに記載しておりますので、御参照願います。

次に、第3表、繰越明許費について御説明いたします。

繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、きめ細かな交付金事業2億2,016万3,000円は、平成22年度国補正予算第1号にかかる地域活性化きめ細かな交付金に伴う経費。

2款総務費1項総務管理費、住民生活に光をそそぐ交付金事業5,866万8,000円は、平成22年度国補正予算第1号にかかる地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金に伴う経費。

6款農林水産業費1項農業費、道営土地改良事業1,000万円は、平成22年度国補正予算第1号にかかる道営畑地帯総合整備事業に伴う負担金。

6款農林水産業費2項林業費、森林整備加速化・林業再生事業116万6,000円は、平成22年度国補正予算第1号にかかる森林所有者情報の整備に伴う経費でありまして、いずれも年度内支出が見込めませんので、繰越明許費とするものであります。

なお、繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、本年5月31日までに調整し、次の本会議において御報告いたします。

次に、6ページをお開き願います。

第4表、債務負担行為補正について御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、平成22年度農業経営基盤強化資金利子補給411万3,000円は、新規貸し付け10件にかかるものであります。

平成22年度大家畜特別支援資金利子補給16万1,000円は、新規貸し付け1件にかかるものであります。

平成22年度畜産経営維持緊急支援資金利子補給455万9,000円は、新規貸し付け1件にかかるものであります。

なお、債務負担行為補正に関する調書につきましては、66ページに記載しておりますので、御参照を願います。

次に、第5表、地方債補正について御説明いたします。

1の追加につきましては、南1丁目1号通道路改良舗装事業、限度額3,460万円、清川西2線道路歩道整備事業、限度額2,880万円及び豊里開拓道路馬産橋架け替え事業、限度額3,140万円につきましては、事業の執行精査及び地方特定道路整備事業債から過疎対策事業債への振りかえにより、追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

2の変更につきましては、GIS導入事業から社名淵地区難視聴共同受信施設整備事業までの12本につきましては、事業の執行精査等により、限度額をそれぞれ変更するものであります。

《平成23年3月9日》

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

3の廃止につきましては、地方特定道路整備事業、限度額9,810万円は、地方特定道路整備事業債から過疎対策事業債に変更したことにより廃止するものであります。

また、67ページに、地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

17ページをお開き願います。

3、歳出。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会広報事業34万円の減額につきましては、議会だより作成にかかる印刷製本費の執行精査であります。議会活動事業42万8,000円の減額につきましては、費用弁償の執行精査であります。議会事務局事業97万2,000円の減額につきましては、議事録調整業務委託料の執行精査であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費865万3,000円の減額につきましては、人件費の執行精査であります。職員研修事業66万円の減額につきましては、特別旅費の執行精査であります。職員住宅整備事業39万9,000円の減額につきましては、職員住宅下水道接続工事の執行精査であります。

2目文書広報費、広報紙発行事業332万6,000円の減額につきましては、広報紙作成にかかる印刷製本費の執行精査であります。

5目財産管理費、テレビ・ラジオ視聴環境整備事業199万5,000円の減額につきましては、若松ほか4地区難視聴共同受信施設整備実施設計業務委託料及び社名淵地区難視聴共同受信施設整備工事の執行精査であります。

7目支所及び出張所費、生田原支所管理事業41万2,000円につきましては、燃料費に不足が見込まれますので追加するものであります。

8目交通対策費、バス路線事業345万円につきましては、町内循環線及び遠軽北見線にかかる生活交通路線維持対策事業補助金の確定に伴う追加であります。町営バス運行事業10万5,000円の減額につきましては、公営バス購入にかかる備品購入費の執行精査であります。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業184万3,000円の減額につきましては、GIS導入事業開発整備業務委託料の執行精査であります。

12目エネルギー対策費、エネルギー対策事業1,582万5,000円の減額につきましては、住宅用太陽光発電システムモニター委託料は、当初予定50件に対し、実績32件による精査。住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、当初予定20件の予定に対し、実績6件によるの執行精査、ペレットストーブ購入費補助金は、当初5件の予定に対し実績なしによる減額であります。

15目基金運営費、基金運営事業8,071万5,000円につきましては、財政調整基

金積立金7,503万5,000円及びまちづくり振興基金積立金568万円は、指定寄附金17件及びふるさと納税寄附金3件に伴う積立金の追加であります。

18目地域活性化対策費きめ細かな交付金事業2億2,016万3,000円につきましては、平成22年度国補正予算第1号で創設された地域活性化交付金により、地域の活性化ニーズに応じたきめ細かな事業を行うもので、遠軽町に1億9,805万5,000円が交付される見込みであります。

内訳は、修繕料、地域活性化対策事業委託料、地域活性化対策工事などを計上し、町内経済の活性化に資するものであります。

なお、全額を繰越明許費とするものであります。

住民生活に光をそそぐ交付金事業5,866万8,000円につきましては、平成22年度国補正予算第1号で創設された地域活性化交付金により、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分当てられてこなかった分野に対して事業を行うもので、遠軽町に5,766万8,000円が交付される見込みであります。

内訳は、嘱託職員報酬、報酬職分社会保険料、修繕料などを計上するものであります。

なお、全額を繰越明許費とするものであります。

事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明をいたします。

5項統計調査費1目統計調査総務費、国勢調査事業143万7,000円の減額につきましては、調査員報酬の執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者自立支援事業427万3,000円につきましては、地域生活支援事業委託料、障害程度区分認定調査委託料、高額障害福祉サービス費、高額地域生活支援事業利用負担金、身体障害者（児）補装具扶助費及び身体障害者更正医療扶助費は、執行精査による減額であります。日常生活用具給付事業扶助費、介護給付費・訓練等給付費及び障害者自立支援対策推進事業扶助費は、施設利用者増などにより不足が見込まれることによる追加であります。

3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業375万円につきましては、小規模多機能型居宅介護施設建設事業補助金の追加でありまして、財源は全額同支出金であります。

5目社会福祉施設費、保健福祉総合センター管理事業134万1,000円は燃料費に不足が見込まれることによる追加、高齢者生活福祉施設管理事業53万6,000円につきましては、管理・清掃・警備業務委託料の精査による追加であります。

2項児童福祉費5目保育所費、保育所運営事業434万2,000円の減額につきましては、入所児童数の減少による臨時職員賃金及び賄い材料費の減額であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、訪問看護ステーション事業3万円につきましては、遠軽地域訪問看護ステーション事業負担金の確定に伴う追加であります。

地域医療対策事業1,744万9,000円の減額につきましては、丸瀬布厚生病院損失負担金の確定に伴う減額及び病院群輪番制病院等運営事業補助金の確定に伴う追加であります。

《平成23年3月9日》

3 目予防費は、財源の振りかえであります。

5 目診療所費、医科診療所運営事業 3 5 8 万円の減額につきましては、生田原医科診療所にかかる診療所業務委託料の確定に伴うものであります。

2 項清掃費 1 目清掃総務費、リサイクル推進事業 2 1 7 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

3 目し尿処理費、し尿処理事業 4 7 0 万 8, 0 0 0 円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、農業融資利子補給事業 1 6 万 9, 0 0 0 円につきましては、次世代農業者支援資金利子補給事業補助金 7 万 5, 0 0 0 円の減額は、繰上償還 2 件による減額、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金 3 9 万 7, 0 0 0 円は、新規貸し付け 1 0 件による追加。農業災害資金融資利子補給事業補助金 1 万 1, 0 0 0 円の減額は繰上償還 2 件による減額。農業経営緊急安定対策利子助成金 1 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、繰上償還 4 件による減額であります。

4 目畜産業費、畜産関連融資利子補給事業 9 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、大家畜経営活性化資金利子補給事業補助金 2 万 5, 0 0 0 円の減額及び大家畜経営改善支援資金利子補給事業補助金 9 万 3, 0 0 0 円の減額は、それぞれ繰上償還 2 件による減額。大家畜特別支援資金利子補給事業補助金 1, 0 0 0 円及び畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業補助金 2 万 6, 0 0 0 円は、それぞれ新規貸し付け 1 件による追加であります。畜産担い手育成総合整備事業 5 4 7 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、草地整備工事の工法変更による事業費の減少に伴う負担金の減額であります。

5 目農地費、畑地帯総合整備事業 1, 0 0 0 万円につきましては、平成 2 2 年度国補正予算第 1 号にかかる道営土地改良事業負担金の追加であります。

6 目農業施設費、交流促進施設やまびこ管理事業 1 5 4 万 4, 0 0 0 円につきましては、燃料費に不足が見込まれますので、追加するものであります。

2 項林業費 1 目林業振興費、町有林整備事業 2 1 6 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、造林事業請負費の執行精査であります。

民有林振興対策事業 1 0 2 万円の減額につきましては、民有林振興対策事業補助金の執行精査であります。

林業振興一般経費 1 1 6 万 6, 0 0 0 円につきましては、平成 2 2 年度国補正予算第 1 号にかかる森林整備加速化林業再生事業により森林所有者情報の整備を行うもので、臨時職員 1 名、6 カ月雇用に伴う経費などを計上するものであります。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工業振興費、企業振興促進助成事業 1 5 0 万円につきましては、新規 1 件の助成にかかる追加であります。

5 目観光施設費、ふるさと公園管理事業 6 5 万円につきましては、燃料費及び光熱水費に不足が見込まれますので、追加するものであります。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費、道路台帳整備事業 9 9 万円の

減額につきましては、道路台帳等補正委託料の執行精査であります。

道路橋りょう総務一般経費 77万9,000円の減額につきましては、町道用地確定測量業務委託料の執行精査であります。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業 204万1,000円の減額につきましては、町道維持管理業務委託料、側溝清掃工事、センターライン設置工事などの執行精査であります。

除雪対策事業、備品購入費 1,477万円の減額につきましては、除雪ドーザ購入にかかる備品購入費の執行精査であります。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業 5,405万9,000円の減額につきましては、南町39号線通道路改良舗装工事、白滝市街西線道路改良舗装工事、北7丁目通道路改良舗装工事などの執行精査であります。

3項河川費 1目河川総務費、河川維持管理事業 187万7,000円の減額につきましては、機械借上料の執行精査であります。

4項都市計画費 1目都市計画総務費、地籍整備事業 334万9,000円の減額につきましては、地籍調査事業業務委託料、地籍調査事業永久杭埋設業務委託料などの執行精査であります。

2目街路事業費、街路新設改良事業 425万1,000円の減額につきましては、街路事業事後評価資料作成業務委託料、公共施設案内看板設置工事などの執行精査であります。

5項下水道費 1目公共下水道費、下水道事業の推進 1,292万1,000円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の補正に伴うものであります。

6項住宅費 1目住宅管理費、定住促進住宅管理事業 41万2,000円の減額につきましては、新町定住促進住宅3号団地解体工事の執行精査であります。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業 1,314万1,000円の減額につきましては、積算システム保守業務委託料、北2丁目団地公営住宅新築工事などの執行精査であります。

9款消防費 1項消防費 1目消防費、広域組合運営事業 926万円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金の執行精査であります。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、教職員住宅整備事業 10万円の減額につきましては、教職員住宅下水道接続工事の執行精査であります。

2項小学校費 1目学校管理費、小学校管理一般経費 433万4,000円につきましては、燃料費に不足が見込まれますので追加するものであります。

2目教育振興費、要保護・準要保護児童援助事業 38万6,000円につきましては、対象者の増により就学援助費に不足が見込まれますので、追加するものであります。

小学校特別支援教育就学奨励事業 7万4,000円につきましては、対象者の増により就学援助費に不足が見込まれますので、追加するものであります。

3目学校建設費、小学校建設事業 767万3,000円の減額につきましては、南小学

《平成23年3月9日》

校改修工事調査設計業務委託料、生田原小学校ほか6校グラウンド整備工事などの執行精査であります。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費547万5,000円につきましては、燃料費に不足が見込まれますので、追加するものであります。

2目教育振興費、要保護・準要保護生徒援助事業137万9,000円の減額につきましては、就学援助費の執行精査であります。

3目学校建設費、中学校建設事業71万3,000円の減額につきましては、生田原中学校ほか4校グラウンド整備工事、遠軽中学校野球場等整備工事の執行精査であります。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理一般経費288万8,000円の減額につきましては、遠軽小学校給食施設設計業務委託料の執行精査であります。

5項幼稚園費1目幼稚園費、幼稚園就園奨励事業209万8,000円の減額につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の執行精査であります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費53万8,000円の減額につきましては、備品購入費の執行精査であります。

2目体育施設費、体育館管理運営事業140万円の減額につきましては、嘱託職員の退職による嘱託職員報酬の執行精査であります。

水泳プール管理運営事業214万円の減額につきましては、燃料費及び光熱水費の執行精査であります。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業33万2,000円の減額につきましては、拓殖川災害復旧工事の執行精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして11ページをお開き願います。

2、歳入。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金376万3,000円の減額につきましては、保育所保育料の精査であります。

3目農林水産業費負担金1,173万3,000円の減額につきましては、草地整備工法変更による畜産担い手育成総合整備事業負担金の精査であります。

13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料3万6,000円につきましては、保健福祉総合センター使用料の追加であります。

3目衛生使用料358万円の減額につきましては、生田原診療所にかかる診療所使用料の精査であります。

2項手数料2目民生手数料29万3,000円の減額につきましては、地域生活支援事業利用者手数料の精査であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金396万7,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金の追加及び障害者自立支援医療費負担金の精査による減額であります。

《平成23年3月9日》

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2億5,513万5,000円につきましては、無線システム普及支援事業補助金58万8,000円の減額は、事業費確定による精査。地域活性化交付金2億5,572万3,000円は、平成22年度国補正予算第1号にかかるきめ細かな交付金1億9,805万5,000円及び住民生活に光をそそぐ交付金5,766万8,000円を見込むものであります。

2目民生費国庫補助金136万6,000円の減額につきましては、障害程度区分認定等事務費補助金及び地域生活支援事業費等補助金は、補助金確定による精査であります。

3目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金2,712万7,000円の減額につきましては、白滝市街西線道路改良工事交付金、南町39号線通道路改良工事交付金及び北7丁目通道路改良工事交付金の減額は、補助率が60%から65%に変更及び事業費確定による精査、除雪機械購入費補助金748万円の減額は事業費確定による精査であります。2節都市計画費補助金76万6,000円につきましては、3・5・8中学校通道路改良工事交付金の追加でありまして、補助率が60%から65%に変更及び事業費確定によるものであります。3節住宅費補助金191万1,000円の減額につきましては、地域住宅交付金の事業費確定による精査であります。

4目教育費国庫補助金93万6,000円の減額につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の確定による精査であります。

5目衛生費国庫補助金48万6,000円の減額につきましては、疾病予防対策事業費等補助金の確定による精査であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金198万3,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金の精査による追加及び障害者自立支援医療費負担金の精査による減額であります。

2目土木費道負担金184万2,000円の減額につきましては、地籍調査事業費負担金の事業費確定による精査であります。

2項道補助金1目総務費道補助金に2万5,000円につきましては、地域政策総合補助金及び石油代替エネルギー機器導入促進支援事業費補助金は、事業費確定による精査、代替バス車両購入費補助金は、公営バス購入にかかる補助金を見込むものであります。

2目民生費道補助金348万6,000円につきましては、地域生活支援事業費等補助金は補助額確定による精査、障害者自立支援対策推進費補助金は精査による追加、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金は上乗せ加算分による追加であります。

3目衛生費道補助金64万5,000円につきましては、子宮頸がんワクチン接種助成事業補助金でありまして、平成23年3月実施分にかかる事業費の補助金を見込むものであります。なお、歳出は予備費を充当しております。

5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金632万2,000円につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金は、新規貸し付け10件による追加。大家畜経営活性化資金利子補給事業補助金、次世代農業者支援資金利子補給事業補助金及び大家畜経

《平成23年3月9日》

営改善支援資金利子補給事業補助金は、それぞれ繰上償還2件による減額。大家畜特別支援資金利子補給事業補助金は新規1件による追加。畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業補助金は新規貸し付け1件による追加。自給飼料生産拡大緊急対策事業補助金は、畜産担い手育成総合整備事業にかかる草地整備事業費の15%補助を新たに見込むものであります。2節林業費補助金133万5,000円の減額につきましては、森林環境保全整備事業補助金及び21世紀北の森づくり推進事業補助金は、補助額確定による精査、森林整備加速化・林業再生事業補助金は、平成22年度国補正予算による補助金を見込むものであります。

3項委託金1目総務費委託金143万7,000円の減額につきましては、国勢調査委託金の精査であります。

16款財産収入2項財産売払収入2目物品売払収入40万7,000円の減額につきましては、生産物売払代金の精査であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金525万円の追加につきましては、社会福祉振興資金として、生田原、高橋廣様から3万円、南町2丁目、吉田千加子様から3万円、瀬戸瀬、香川静夫様から5万円、学田、匿名様から2万円、岩見通北5丁目、木村敏子様から5万円、見晴、梅沢フジエ様から5万円、岩見通南4丁目、計良富美子様から5万円、1条通北2丁目、藤根郁子様から100万円、東町2丁目、斉藤弘子様から2万円、まちづくり振興資金として、生田原、橋本正子様から5万円、岩見通北6丁目、中川原明子様から10万円、南町3丁目、高橋義久様から10万円、西町2丁目、徳廣富代様から30万円、大通北8丁目、上田稔様から100万円、札幌市、石川なおみ様並びに南町3丁目、和田ゆきえ様から200万円、教育振興資金として、西町1丁目、鹿野内從枝様から10万円、文化センター建設資金として、南町3丁目中村フジエ様から30万円。

3目ふるさと納税寄附金43万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、東京都目黒区、室井理沙様から25万円、神奈川県平塚市宮田健一様から10万円、千葉県柏市、田中敏文様から8万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところであります。

18款繰入金2項特別会計繰入金1目老人保健特別会計繰入金1,054万5,000円につきましては、老人保健特別会計決算剰余金の見込み額を計上するものであります。

20款諸収入2項町預金利子1目町預金利子53万5,000円の減額につきましては、預金利子の精査であります。

5項雑入6目雑入50万円の減額につきましては、コミュニティ助成事業助成金の精査であります。

21款町債1項町債1目総務債470万円の減額につきましては、GIS導入事業債、社名淵地区難視聴共同受信施設整備事業債及び町営バス整備事業債の精査であります。

2目土木債1節道路橋りょう債3,370万円の減額につきましては、地方特定道路整備事業債から北7丁目通道路改良舗装事業債まで、事業費確定による精査。南1丁目1号

通道路改良舗装事業債から豊里開拓道路馬産橋架替事業債までは、地方特定道路事業債から過疎債への振りかえ及び事業費確定による追加であります。2節都市計画債320万円の減額につきましては、3・5・8中学校通道路改良舗装事業債の精査であります。3節住宅債480万円につきましては、公営住宅建設事業債の事業費確定による追加であります。

3目消防債270万円の減額につきましては、消防車両整備事業債の精査であります。

4目教育債1節小学校債80万円につきましては、遠軽小学校移転改修事業債の追加であります。2節体育施設債810万円の減額につきましては、ロックバレースキー場リフト整備事業債の精査であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 続きまして、赤番8番によりまして、平成22年度補正予算に関する資料円高デフレ対応のための緊急総合経済対策地域活性化交付金につきましては、御説明申し上げたいと思います。

まず、1点目、地域活性化きめ細かな交付金について御説明申し上げたいと思います。

先ほど、財政課長からもありましたけれども、きめ細かな交付金につきましては、平成22年10月に閣議決定されました円高デフレ対応のための緊急総合経済対策におきまして、国の平成22年度補正予算において創設されました交付金でございます。

地域の活性化ニーズに応じまして、きめ細かな事業を実施できるよう地域の目線に立った支援の拡充のための交付金でございます。遠軽町に1億9,805万5,000円が交付されるものでございます。

今回追加補正する事業につきましては、赤番8番の1ページから御説明を申し上げたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

2款総務費1項総務管理費18目地域活性化対策費きめ細かな交付金事業でございます。需用費といたしまして、1番のデイサービスセンターのびやかな洗面台修繕から7番目の丸瀬布水泳プール修繕まで678万5,000円。委託料といたしまして、林道通行禁止看板作成業務委託料256万1,000円、工事請負費といたしまして、9番の総合庁舎暖房設備等改修工事から、3ページになりますけれども、53番の丸瀬布多目的屋内運動施設TAMOKU防球ネット取付工事まで1億7,372万5,000円、備品購入費といたしまして、54番の地域情報検索システム用端末機購入から58番の丸瀬布総合スポーツ公園芝刈機購入まで1,066万6,000円、負担金補助及び交付金といたしまして59番のプレミアム建設券発行事業補助金から60番のロックバレースキー場維持補助金ということで、2,642万6,000円、合わせまして2億2,016万3,000円でございます。

4ページからにつきましては、各地域で実施いたします事業の位置図を示したものでございます。

《平成23年3月9日》

なお、14ページからの事業の内容につきましては、後ほど担当課より御説明を申し上げます。

続きまして、同じ赤番8番の地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、御説明申し上げます。

この交付金につきましても、きめ細かな交付金同様、平成22年10月に閣議決定されました円高デフレ対応のための緊急総合経済対策におきまして、国の平成22年度補正予算において創設された交付金でございます。

これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取り組みを行うものでございます。具体的には消費者相談に対する支援ですとか、児童虐待や児童防止のための電話相談等の充実、その業務に従事する人材育成の支援、不登校対策のための学校専門相談員の配置や研修、図書館における図書の充実、施設の増改築による地域の地点づくりに対する支援など、きめ細かいソフト事業のやりやすい仕組みの交付金でございまして、自治体の創意と工夫に活用できる交付金でございます。遠軽町におきましては、5,766万8,000円が交付されるものでございます。

事業の内容につきましては、18ページから御説明申し上げます。

2款総務費1項総務管理費18目地域活性化対策費、住民生活に光をそそぐ交付金事業でございます。報酬といたしまして、母子通園センター療育指導員報酬から3番目の不登校児童生徒指導員報酬に775万2,000円、上記の指導員の社会保険料といたしまして共済費として119万3,000円、需用費といたしまして保健福祉総合センター正面玄関上部屋根修繕から、13番の埋蔵文化センターエレベーター修繕で400万6,000円、役務費といたしまして、環境対応車購入の保険料等に12万6,000円、工事請負費といたしまして、15番の史跡解説板、標識改修工事から18番の白滝教育センター執務室改修工事までで973万3,000円、備品購入費といたしまして、ジオパーク拠点施設展示用備品購入から埋蔵文化財センター備品購入までで3,583万5,000円、公課費といたしまして、環境対応車購入自動車重量税として2万3,000円、合わせまして5,866万8,000円でございます。

20ページからは各地域で実施する事業の位置を示したものでございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

なお、すべての事業につきましては、平成23年度に予算を繰り越して事業の実施を予定しております。

以上で、平成22年度補正予算に関する資料につきましては、御説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） それでは、平成22年度補正予算に関します資料、赤番8に基づきまして、遠紋地域人材開発センター屋上防水工事の概要につきまして、御説明をいたします。

《平成23年3月9日》

14ページをお開き願います。

この図面は、遠紋地域人材開発センターの平面略図でございます。図面中央部町道職訓校通側に玄関及び管理棟がございます。管理棟には、事務室、教室、会議室等がございます。鉄筋コンクリート造の2階建ての建物となっております。工事範囲を斜め斜線で示しておりますが、玄関及び管理棟の屋上部分550平米をシートによります防水工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） 生田原コミュニティセンターノースキング浴場等改修工事について説明をいたします。

ノースキングは建設されて20年目を迎え、老朽化していることから改修を行うものがあります。

15ページをごらん願います。

生田原コミュニティセンターノースキング浴場等改修工事の1階及び2階の平面図であります。網掛け部分が改修工事を行う場所で、1階平面図では浴場、サウナ及び衣室等の改修工事を行うもので、その概要についてであります。浴場では浴槽すべてのタイル及び壁タイルの一部などの張りかえ、シャワー先頭の取りかえ、給水給湯管の敷設がえ及び天井の一部塗装など、サウナにつきましては全面改修、脱衣室については床の張りかえ並びにトイレの洋式便器への取りかえ及び内装の改修を行うものであります。ほかに換気扇及び照明などについても取りかえを行うこととしております。

2階平面図では、1階のエントランスホール及びレストラン部分が吹き抜けとなっているため、1階と2階の温度差の解消を図るため、シールドファン及び反送ファンを設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 池田白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（池田博利君） 続きまして、赤番8の資料、16ページをお開き願います。

白滝山の家文化村ロッジ改修工事の内容について御説明いたします。

山の家文化村ロッジは昭和54年、55年に建設した建物であります。今回山を家の玄関ポーチ、トイレ及び内部の改修工事を予算額500万9,000円で行うものであります。1階平面図下側斜線分の玄関ポーチにつきましては、階段部分のタイル及びコンクリートが老朽化により破損しているため、タイルの張りかえ、階段床面の張りかえを行うものであります。トイレの改修につきましては、現在和式便器となっており、老朽化及び利用客からの要望で洋式化が望まれております。図面中央部山を家のトイレ、男女7カ所と図面上側文化村ロッジ男女3カ所、合計10カ所を洋式便器に取りかえるものであります。

《平成23年3月9日》

なお、現在のトイレは簡易水洗式であります。

内部改修につきましては、図面左右側、2階客室を中心に天井、壁の破損部分の張りかえ、畳の張りかえ等であります。また、クロスカントリースキー合宿利用者からの要望が特に強い貴重品ロッカーの設置をあわせて行うものであります。

以上、簡単ではありますが、白滝山の家文化村ロッジ改修工事の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 工藤社会体育課長。

○社会体育課長（工藤重雄君） 続きまして、44番の総合体育館トイレ改修工事につきまして、概要を説明させていただきます。17ページをお開き願います。

現在、1階ホール横に設置してあります男女のトイレについて改修するものであり、男子トイレにつきましては、既存の和式5カ所、障害者用1カ所のうち、和式2カ所と障害者用1カ所を改修し、洋式トイレ2カ所を設置するものであります。

女子トイレにつきましては、既存の和式9カ所、障害者用1カ所のうち和式4カ所と障害者用1カ所を改修し、洋式トイレ3カ所を設置するものであります。

次に、女子ロッカー室用トイレ、和室2カ所、手洗い2カ所なのですが、それを多目的トイレに改修するものであります。

以上で、資料の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 続きまして、議案第8号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ448万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9,681万5,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に93万3,000円を追加し、総額を6億559万5,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金を355万4,000円を追加し、総額を1,775万円とするものです。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計26億9,232万8,000円に448万7,000円を追加し、総額を26億9,681万5,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、4項特別対策事業費に93万3,000円を追加し、総額

を5,483万1,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、2項高額療養費に90万円を追加し、総額を18億9,316万8,000円とするものです。1項同額であります。

10款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に265万4,000円を追加し、総額を482万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計26億9,232万8,000円に448万7,000円を追加し、総額を26億9,681万5,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費4項特別対策事業費1目特別対策事業費93万3,000円の追加につきましては、平成23年度から国保連合会が導入する国保総合システムの構築費の保険者負担金です。

2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費90万円の追加につきましては、当初予算では3月支払い分に不足が見込まれるため追加措置をするものです。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金265万4,000円の追加につきましては、平成21年度国民健康保険老人保健医療拠出金負担金の交付額確定による返還分として257万6,000円と平成20年度北海道国民健康保険調整交付金の交付額確定による返還分7万8,000円に対応するための追加措置であります。

次に、2、歳入について説明します。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金93万3,000円の追加につきましては、平成23年度から国保連合会が導入する国保総合システムの構築経費の保険者負担金に対する財政措置によるものです。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金355万4,000円の追加は、予算の精査によるものであります。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,039万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,197万円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

《平成23年3月9日》

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1 款支払基金交付金につきましては、1 項支払基金交付金を52万8,000円減額し、総額を2,000円とするものです。

2 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金を34万9,000円減額し、総額を1,000円とするものです。

3 款道支出金につきましては、1 項道負担金を8万6,000円減額し、総額を1,000円とするものです。

5 款繰越金につきましては、1 項繰越金に1,118万9,000円を追加し、総額を1,119万円とするものです。

6 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料に4万7,000円を追加し、2 項雑入に12万2,000円を追加し、総額を17万4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計157万5,000円に1,039万5,000円を追加し、総額を1,197万円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

2 ページをお開き願います。

1 款医療諸費につきましては、1 項医療諸費を60万円減額し、総額を45万5,000円とするものです。

2 款諸支出金につきましては、1 項償還金及び還付加算金に45万円を追加し、2 項繰出金に1,054万5,000円を追加し、総額を1,151万5,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計157万5,000円に1,039万5,000円を追加し、総額を1,197万円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款医療諸費 1 項医療諸費 1 目医療給付費60万円の減額につきましては、老人保健特別会計の閉鎖に伴う不用額の精査であります。

2 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目償還金45万円につきましては、老人保健医療給付費負担金返還金の追加であります。

2 款諸支出金につきましては、2 項繰出金 1 目一般会計繰出金1,054万5,000円につきましては、一般会計繰出金であります。

次に、2、歳入について説明いたします。

6 ページをお開き願います。

1 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目医療費交付金52万4,000円、及び2

目審査支払手数料交付金4,000円の減額から、2款国庫支出金1項国庫負担金1目医療費負担金34万9,000円の減額及び3款道支出金1項道負担金1目医療費負担金8万6,000円の減額は、老人保健特別会計の閉鎖に伴う精査であります。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金1,118万9,000円の追加と、6款諸収入1項延滞金、加算金及び過料2目加算金4万7,000円の追加及び2項雑入2目返納金12万2,000円の追加は、実績に伴う額の確定による精査であります。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） ただいまの議案第9号の平成22年度老人保健特別会計補正予算の説明の中で、歳出のほうで説明が一つ漏れておりましたので、つけ足しさせていただきます。

歳出、8ページの1款医療諸費1項医療諸費2目医療支給費は、財源の振りかえということでございます。

もう一つ、3目審査支払手数料につきましても、財源の振りかえということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 議案第10号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,080万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,532万8,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1、歳入。

9款繰越金につきましては、3,080万7,000円を追加し、総額を3,357万6,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計13億3,452万1,000円に3,080万7,000円を追加し、総額を13億6,532万8,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2、歳出。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に2,400万円追加、2項高額介護サービス等費に280万7,000円追加、4項特定入所者介護サービス等費に400万円を追加し、総額を12億7,710万7,000円とするものであります。

《平成23年3月9日》

これによりまして、歳出合計、13億3,452万1,000円に3,080万7,000円を追加し、総額を13億6,532万8,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費2,400万円の内訳につきましては、居宅介護サービス等給付費400万円追加、特例居宅介護サービス等給付費200万円減額、地域密着型介護サービス等給付費200万円追加、施設介護サービス等給付費1,300万円追加、居宅介護等住宅改修費100万円追加、居宅介護サービス等計画給付費600万円追加でありまして、実績見込み精査によります追加でございます。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費280万7,000円につきましては、高額介護サービス等費の実績見込み精査によります追加でございます。

4項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費400万円につきましては、特定入所者介護サービス等費の実績見込み精査によります追加でございます。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入であります。9款繰越金1項繰越金1目繰越金3,080万7,000円につきましては、前年度繰越金精査によります追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 議案第11号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ507万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億336万2,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正は、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入につきましては、3款繰越金は26万3,000円追加し、総額を403万8,000円とするものであります。1項同額であります。

4款諸収入は133万6,000円減額し、総額を210万5,000円とするものであります。1項同額であります。

5款町債は400万円減額し、総額を800万円とするものであります。1項同額であ

《平成23年3月9日》

ります。

これによりまして、歳入合計1億843万5,000円から507万3,000円減額し、総額を1億336万2,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。

2、歳出につきましては、2款事業費は507万3000円減額し、総額を4,333万4,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計1億843万5,000円から507万3,000円減額し、総額を1億336万2,000円とするものであります。

3ページの第2表、地方債補正につきましては、起債の限度額を変更するもので、簡易水道事業債の精査により1,200万円を800万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

また、11ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

9ページをお開き願います。

3、歳出。

2款事業費1項水道施設費1目水道管理費の水道管理事業507万3,000円減額は、安国浄水場計装設備設置工事13万5,000円、丸瀬布地域天神跨線橋水道管添架工事493万8,000円、それぞれ執行精査による減額であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、7ページをお開きください。

2、歳入であります。3款繰越金1項繰越金1目繰越金26万3,000円の追加は、前年度繰越金の追加であります。

4款諸収入1項雑入1目雑入133万6,000円の減額は、水道管移設補償金の精査による減額であります。

5款町債1項町債1目簡易水道事業債400万円の減額は、簡易水道事業債の精査による減額であります。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第12号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億9,898万4,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

《平成23年3月9日》

継続費の補正につきましては、「第2表 継続費補正」により御説明いたします。

繰越明許費につきましては、「第3表 繰越明許費」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第4表 地方債補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入につきましては、3款国庫支出金は642万5,000円追加し、総額を1億5,292万5,000円とするものであります。1項同額であります。

5款繰入金は1,292万1,000円減額し、総額を6億6,297万2,000円とするものであります。1項同額であります。

6款繰越金は870万1,000円追加し、総額を1,370万1,000円とするものであります。1項同額であります。

7款諸収入は100万2,000円減額し、総額を130万8,000円とするものであります。1項同額であります。

8款町債は1,040万円追加し、総額を1億7,720万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計12億8,738万1,000円に1,160万3,000円追加し、総額を12億9,898万4,000円とするものであります。

2 ページをお開き願います。

2、歳出につきましては、1款公共下水道費は1,461万7,000円追加し、総額を5億9,058万3,000円とするものであります。1項同額であります。

2款個別排水処理費は134万1,000円減額し、総額を343万8,000円とするものであります。1項同額であります。

3款公債費は、167万3,000円減額し、総額を7億396万3,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計12億8,738万1,000円に1,160万3,000円追加し、総額を12億9,898万4,000円とするものであります。

3ページの第2表、継続費補正につきましては、遠軽下水処理センター更新工事（機械）の総額及び年割額を変更するもので、総額を2億6,000万円から2億3,152万5,000円に変更し、年割額を7,000万円から6,717万9,000円に、1億9,000万円を1億6,434万6,000円に変更するものであります。

なお、遠軽下水処理センター更新工事（機械）の年度につきましては、補正前と同じであります。

また、17ページに継続費に関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

4 ページをお開きください。

第3表、繰越明許費につきましては、1款公共下水道費1項公共下水道費、下水道整備事業8,644万円は、平成22年度国補正予算第1号にかかる円高デフレ対応のための

緊急総合経済対策事業及び野上通公共下水道工事業の事業繰り越しに伴う経費であります。

5ページの「第4表 地方債補正」につきましては、起債の限度額を変更するもので、公共下水道整備事業債は、精査及び円高デフレ対応のための緊急総合経済対策事業の追加により1億4,180万円を1億5,380万円に、資本費平準化事業債の精査により2,230万円を2,220万円に、個別排水処理施設整備事業債の精査により270万円を120万円に、それぞれ変更するものであります。

なお、公共下水道整備事業債、資本費平準化事業債及び個別排水処理施設整備事業債の起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

また、18ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

11ページをお開き願います。

3、歳出。

1款公共下水道費1項公共下水道費1目一般管理費の一般管理事業352万1,000円減額は、下水道企業会計システム整備業務委託料の執行精査による減額であります。

2目下水道整備費の下水道整備事業2,020万6,000円追加は、13節委託料を307万2,000円減額し、15節工事請負費を2,327万8,000円追加するものであります。

委託料につきましては、公共下水道工事管渠設計調査業務委託料を180万6,000円、遠軽下水処理センター更新設計業務委託料を40万5,000円、下水道管渠清掃調査業務委託料を86万1,000円、それぞれ執行精査による減額であります。

また、工事請負費であります。公共下水道管渠工事費1,081万7,000円の減額は、規定の予算の執行精査による減額が3,231万7,000円、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策事業の追加が2,150万円あります。

遠軽下水処理センター更新工事3,450万円の追加は、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策事業の追加であります。

水道管移設等工事40万5,000円の減額は、執行精査によるものです。

3目下水処理センター費の下水処理センター事業206万8,000円減額は、遠軽下水処理センター等運転維持管理業務委託料の執行精査による減額であります。

13ページをお開き願います。

2款個別排水処理費1項個別排水処理費1目排水処理整備費の個別排水処理施設整備事業134万1,000円の減額は、浄化槽設置工事の執行精査による減額であります。

15ページをお開き願います。

3款公債費1項公債費2目利子167万3,000円の減額は、町債償還利子の精査によるものであります。

《平成23年3月9日》

戻りまして、9ページをお開きください。

2、歳入であります。3款国庫支出金1項国庫補助金1目公共下水道費補助金642万5,000円の追加は、既定の予算の減額が1,967万5,000円、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策事業の追加が2,610万円であります。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は1,214万5,000円の減額。

2目一般会計繰入金（個別排水）は77万6,000円の減額であります。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金は、前年度からの繰越金870万1,000円の追加であります。

7款諸収入1項雑入1目雑入は下水道施設工事補償金の精査により100万2,000円の減額であります。

8款町債1項町債1目公共下水道事業債1,190万円の追加は、既定予算の公共下水道整備事業債精査による減額が1,670万円、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策事業の追加が2,870万円、資本費平準化事業債の精査による減額が10万円あります。

2目個別排水事業債は、個別排水処理施設整備事業債の精査による150万円の減額であります。

次に、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策事業にかかる工事箇所につきまして、別紙赤番9の平成22年度補正予算に関する資料、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策（社会資本整備総合交付金）に記載しておりますが、別紙赤番10の平成22年度補正予算に関する資料（公共下水道事業特別会計）にも同等の内容が記載されてます。赤番10に関しましては、繰越明許費の表示ですが、こちらの資料で御説明させていただきたいと思っております。赤番10の平成22年度補正予算に関する資料（公共下水道事業特別会計）の資料をごらんください。

1ページをお開き願います。

この表は、繰越明許費の内訳でありまして、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策事業にかかる補正予算分が5,600万円、野上通公共下水道工事関連の事業繰り越しにかかる当初予算分が3,044万円、計8,644万円あります。

2ページをお開きください。

これは繰越明許費の位置図でありまして、①番から③番までが円高デフレ対応のための緊急総合経済対策事業の工事箇所であります。④番と⑤番は野上通公共下水道工事関連の事業繰り越しにかかる工事箇所であります。

図面右側①番は、遠軽下水処理センター更新工事（電気）でありまして、工事内容は汚泥脱水設備の計装設備等一式であります。

なお、次のページに更新工事箇所の詳細図を記載しておりますので、御参照ください。

図面下②番は、グリーンパークタウン4条通公共下水道舗装復旧工事でありまして、工事内容は舗装復旧工、幅5.5メートル、延長230メートルであります。この工事は当

《平成23年3月9日》

初予算で計上したグリーンパークタウン4条通公共下水道工事が工程上舗装の復旧が冬期工事となることが予想されるため、舗装復旧工事は翌年工事としたことによる工事であります。

図面左側③番は、国道242号（南町4丁目）公共下水道工事その2でありまして、工事内容は汚水管、管径150ミリメートル、延長170メートルであります。この工事は、当初予算で計上しました国道242号（南町4丁目）公共下水道工事の継続工事であります。

図面上段④番は、当初予算分の野上通公共下水道工事その1関連の野上通その1マンホール等改修工事であります。工事内容は、汚水マンホール高調整、16カ所、公共柵移設37カ所、うち未施工は汚水マンホール高調整16カ所、公共柵移設4カ所であります。

⑤番は、野上通公共下水道工事その2とその関連工事で、野上通公共下水道工事その2の工事内容は雨水管で、管径250から800ミリメートル、延長310メートルで、うち未施工は遠軽西町簡易郵便局地先で、雨水管800ミリメートル、延長51メートルであります。野上通その2マンホール等改修工事は、工事量汚水マンホール高調整4カ所、公共柵移設17カ所で、うち未施工は汚水マンホール高調整4カ所、公共柵移設4カ所であります。

野上通その2公共下水道附帯工事は、附帯工一式で、これは新たに埋設した雨水管の流末を確保するための工事でありまして、未施工も同様であります。

次に、野上通公共下水道工事関連の事業繰り越しの経緯について御説明いたします。

この工事は、北海道が施工する街路工事と同時に施工する下水道工事でありまして、事業繰り越しとなった要因は、工事で支障となる北電、NTTの電柱並びにケーブルの移設が当初計画より大幅におくれたことであります。このため工期を延長して工事を進めてきましたが、北海道は地盤凍結による掘削時の震動等による住宅等への影響を考慮し、冬期間の舗道部の工事は困難と判断し、翌年度へ事業を繰り越すことにしたものであります。

このことから、同じ箇所を掘削する公共下水道工事についても、北海道と同様の措置をとることとしたものであります。

以上で、公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程いたしました議案6件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第7号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

《平成23年3月9日》

す。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款、議会費、17ページから18ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款総務費、19ページから24ページ。

山田議員。

○8番(山田和夫君) 赤番8の1ページに、きめ細かな地域交付金で工事があるのですが、この中の3番目に、11番地下貯蔵タンク改修工事というのがのってまして、総合庁舎ほか5施設ということで、位置図がないのですが、総務課で所管をしている施設で総合庁舎ほか5施設というのは、まずどこを指すのかお教えいただきたいのと、この漏洩防止措置ですから、多分地下貯蔵タンクという重油の貯蔵タンクのことかなというふうに推測をするのですが、これは法律で定められた30年とか40年たつと、中を全部くみ取って検討しなければならないとか、対策を施さなければならないということに対するものなのか、それとも油が実際に漏れているからということでのこの対策なのか、その辺の考え方についてちょっとお知らせいただきたい。

○議長(前田篤秀君) 岩山情報管財課長。

○情報管財課長(岩山靖彦君) 地下貯蔵タンクの改修の関係でございますが、今回の施設につきましては5施設、本庁舎、それから生田原総合支所、遠軽中学校、生田原小学校、東小学校、丸瀬布小学校を上げております。

これにつきましては、総務省の消防省で平成17年4月に埋設された既存の地下貯蔵タンク、これに対しまして、施設の経過年数に応じて油の流出防止策を立てなければならないということになっておりまして、この法の改正が平成22年6月28日に公布されまして、平成23年の2月1日から施行するという状況でございます。これに基づきまして、経過年数に応じて処理をしなければいけないのですけれども、今回この分につきましては、中にタンクの中を清掃しまして、ザイニングというのですか樹脂をコーティングするという施工方法を考えております。

漏れがあったのかということでもありますけれども、これについては今の調査の段階ではありません。

○議長(前田篤秀君) 山田議員。

○8番(山田和夫君) 多分これ今聞いたら、遠軽の総合庁舎のほかに生田原の庁舎、そして遠軽の中学校、生田原の小学校、東小学校、丸瀬布小学校ということでしたが、そうしますと、教育費にもこの小学校費などに、そういった工事費が、見たら計上されていないように思うのですが、それはなぜですか。といいますのは、この同じきめ細かな交付金事業の中でも、備品購入費だとか、そういったものについては、学校の図書購入費だとか、多分細分化されていると学校の中で出てると思うのですけれども、これが一括計上に

《平成23年3月9日》

なっているという理由は何なのですか。

追加で、通常の工事でいうと、教育予算は教育予算で計上するということになるわけですが、これは政府の方針で一括よこすものですから、それで総務が窓口になっているということから、工事費も総務課のほうの総務費の中の一括計上ということで理解していいのかどうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今回というわけでもなくて、前回からこういう交付金ございまして、その辺で、この事業でやる分については総務費で一括計上したという、テレビなんかもそうなのですけれども、そういうふうな形でやって、今回もこの事業でやるという形で、ここで一括計上させていただいております。

○議長（前田篤秀君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、25ページから28ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、29ページから32ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、33ページから36ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、37ページから38ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、39ページから48ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款消防費、49ページから50ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、51ページから62ページ。

山田議員

○8番（山田和夫君） 考え方だけ教えてください。

62ページの体育施設費の報酬の関係で、体育館の管理運営事業に嘱託職員報酬が退職をしたという説明だったというふうに思うのですが、退職をして嘱託職員報酬140万円減額というふうになっているのですが、この体育館においていた嘱託職員というのは、おく必要があって昨年の当初予算に計上されていたはずなのですよ。ところが、その嘱託職員の方が退職をしましたと、それ以降雇いませんでしたと。ということは、いなくてもよかった人を年当初予算で計上していたということになりませんか。その辺の基本的な考え方だけ。

○議長（前田篤秀君） 工藤社会体育課長。

○社会体育課長（工藤重雄君） ただいまの質問についてお答えいたします。

嘱託職員につきましては、昨年の4月に事故により亡くなっておりまして、それで退職した経緯があります。その後につきましては、自衛隊の関係で補充を考えて、なかなかちょっといなくて、ことしの2月から補充で対応しております。4月で退職して、その後後任がなかなかいなかったものですから、ことしの2月の13日から嘱託職員を新たにこの人のかわりに勤務しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 11款災害復旧費、63ページから64ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

12款分担金及び負担金、11ページから12ページ。

石田議員。

○1番（石田通行君） 12ページの児童福祉費負担金、保育所の保育料の精査ということで、財政課長は説明されております。それから、もう一つ保健衛生使用料、診療所使用料358万円、これも精査ですと、このように説明しておりますが、どのような内容の精査ですか、これをお伺いします。

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） 石田議員の御質問にお答えしたいと思います。

12款分担金及び負担金の保育所保育料の精査の中身でございますけれども、わかりやすく申し上げますと、当初予定していた児童数が少なかったということでございます。例えばというか、実際にあった例でございますけれども、六つあります常設保育所のうち、一つの事例でございますけれども、21年の4月1日現在の入所児童が13名だったのですけれども、22年4月1日のときの入所児童数は実は1名だったというようなことになっておりまして、結果的に入所した児童が少なかったことによる精査でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） 診療所の使用料の関係について答弁させていただきます。

本年度の当初予算につきまして、4,427万円を予定したところでございますが、実績見込み4,069万円という見込みでもって減額補正をしたところでございます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 最初の保育所の関係、376万3,000円の減額というと、予定人員の差が出たようなことのようなお答えでございまして、よく聞き取れなかったのですけれども、予定したお子様が入ってこられなかったということなのですか。確認しま

す。

○議長（前田篤秀君） 安江保育課長。

○保育課長（安江陽一郎君） 大枠ではそのとおりでございますが、予定した児童数というのは個別での個々のだれだれが入るといふふうに算定しておりませんので、最近の入所児童数というのでしょうか、総体の人数を見きわめながら設定してございましたけれども、結果的に先ほど言った一つの事例申し上げましたけれども、入所する児童が少なかったということでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 14款国庫支出金、11ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 16款財産収入、13ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、13ページから14ページ。

山田議員。

○8番（山田和夫君） ふるさと納税寄附金、先ほど説明を、43万円の内訳の中に、1人25万円くれた方がいらっしゃると、納税してくれた方がいらっしゃるといふふうに説明があったかと思うのですが、遠軽町のふるさと納税者に対するお返しと申したら、何と言ったらいいですかね、ほかの町村でいうと、その地元の産品、ジャガイモだとか農産品だとか含めて、あるいは魚介類だとか含めて何割かをお返しをすると、そういうことをやることによって納税者をふやすという取り組みをされている市町村もあるわけですが、うちの場合、今までの予算を見る限りではそういったものを買う予算というのは計上されてませんから、多分お返ししているものはなかったといふふうに思うのですが、それでも25万円をしてくれたという方もいらっしゃるといふことなのですから、そういった地元の遠軽町のPRのためにも遠軽町でとれる農産物だとか、そういったものを幾ばくかそういった納税者にお返しをするという考え方はお持ちになってないのでしょうか。これからもやるつもりはないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） ただいまの御質問ですけれども、遠軽町の特産品を寄附をされた方にはお送りをしております。当初からやっております。ただ品目につきまして、その時々状況にもよりますので、品目が多少変わってきている状況もございます。でも寄附をされた方には特産品をお送りをしている状況でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

《平成23年3月9日》

○8番（山田和夫君） 済みません、新年度予算、これから審議をしなければならないので、参考までにお聞きをいたしますが、今まで予算の審議の中でも、そういったふるさと納税のお返しというのでしょうか、そういったものを買う予算というのは1回も説明されたことがないような気がするのですが、そうしたら、新年度予算でいうとどこに計上されてますか。参考までにお知らせください。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 3時31分 休憩

午後 3時34分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

新年度の予算書でいいますと、35ページ、一般管理費の報償費56万5,000円ございますね、節でいえば56万5,000円です。説明のところであれば、3の総務一般経費、これの表彰等記念品、ここの中から支出をさせていただいております。内訳を申し上げますと、5万円以上の寄附をいただいた方に2,000円相当の特産品という形でお送りをさせていただいている状況でございます。それとあわせて町制要覧をDVDにしたものをあわせて添付をさせてお送りをしているという状況になっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今の説明でいうと、5万円以上2,000円の品物でしたか、そうすると25万円でも2,000円ですか。ですよ、同じですよ。25万円ふるさと納税してくれても2,000円の品物ですよ。前に1回新聞で見たことがあるのですけれども、全国各地のそういったふるさと納税をすることのお返しというのでしょうか、もらえる品物などをインターネットで出して、それを見て欲しいのがあったらそれに必要な金額を寄附する人もいらっしゃるというのを、前に新聞報道であったことあるのですが、そういったものを指名している方もいらっしゃるというのがあったのですけれども、この近隣の町村でもそうですけれども、ある程度の何割かの金額に相当するものをお返ししますよね。遠軽町5万円2,000円といったら、パーセンテージでいうとえらく低いのですけれども、そういったふるさと納税を広く呼びかけるのに、その出すものをもう少し高額なものに変えるだとかという気はないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） お答えを申し上げます。

ただいま意見も含めた形の中で、お話もお伺いいたしましたので、今後どのような形で進めていくのがいいのか、内部的にも検討をしてみたいなという気持ちで、今おりますのでその辺で御理解をいただきたいというふうに思います。

- 議長（前田篤秀君） そのほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次、18款繰入金、13ページから16ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 20款諸収入、15ページから16ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 21款町債、15ページから16ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、繰越明許費、5ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表、債務負担行為補正、6ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第5表、地方債補正、7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第7号の質疑を終わります。
次に、議案第8号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 2款保険給付費、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10款諸支出金、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
3款国庫支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第8号の質疑を終わります。
次に、議案第9号平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、

歳出より、各款ごとに行います。

1 款医療諸費、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2 款諸支出金、10 ページから 13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

1 款支払基金交付金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2 款国庫支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3 款道支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 5 款繰越金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6 款諸収入、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 10 号平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より、各款ごとに行います。

2 款保険給付費、8 ページから 13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

9 款繰越金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号平成 22 年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款事業費、9 ページから 10 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

3 款繰越金、7 ページから 8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（前田篤秀君） 4款諸収入、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 5款町債、7ページから8ページ。
次に、第2表、地方債補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第11号の質疑を終わります。
次に、議案第12号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款公共下水道費、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 2款個別排水処理費、13ページから14ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 3款公債費、15ページから16ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
3款国庫支出金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 5款繰入金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6款繰越金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 7款諸収入、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 8款町債、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、繰越明許費、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第12号の質疑を終わります。
以上で議案6件の質疑を終わります。
これより、一括上程いたしました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第7号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成23年3月9日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号から日程第23 議案第20号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第13号平成23年度遠軽町一般会計予算、日程第17 議案第14号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第18 議案第15号平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19 議案第16号平成23年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第20 議案第17号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第21 議案第18号平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第22 議案第19号平成23年度遠軽町水道事業会計予算、日程第23 議案第20号平成23年度遠軽町下水道事業会計予算、以上8件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第13号平成23年度遠軽町一般会計予算について御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億2,200万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、「第2表 債務負担行為」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第3表 地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を15億円と定めるものであります。

それでは1ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税8億9,850万円、2項固定資産税8億3,788万3,000円、3項軽自動車税3,403万3,000円、4項たばこ税1億3,400万4,000円、5項入湯税256万2,000円及び6項都市計画税1億683万円を合わせまして、20億1,381万2,000円とするものであります。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税5,000万円及び2項自動車重量譲与税1億3,000万円を合わせまして、1億8,000万円とするものであります。

3款利子割交付金につきましては、500万円とするものであります。1項同額であります。

4款配当割交付金につきましては、100万円とするものであります。1項同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、50万円とするものであります。1項同

《平成23年3月9日》

額であります。

6 款地方消費税交付金につきましては、2 億3,000 万円とするものであります。1 項同額であります。

7 款自動車取得税交付金につきましては、3,500 万円とするものであります。1 項同額であります。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、240 万円とするものであります。1 項同額であります。

9 款地方特例交付金につきましては、3,500 万円とするものであります。1 項同額であります。

10 款地方交付税につきましては、70 億円とするものであります。1 項同額であります。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、300 万円とするものであります。1 項同額であります。

12 款分担金及び負担金につきましては、1 項分担金268 万1,000 円及び2 項負担金1 億9,298 万3,000 円を合わせまして、1 億9,566 万4,000 円とするものであります。

13 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料4 億263 万4,000 円及び2 項手数料6,916 万1,000 円を合わせまして、4 億7,179 万5,000 円とするものであります。

14 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金4 億3,878 万7,000 円、2 項国庫補助金4 億7,499 万8,000 円及び3 項委託金401 万6,000 円を合わせまして、9 億1,780 万1,000 円とするものであります。

15 款道支出金につきましては、1 項道負担金2 億7,949 万円、2 項道補助金1 億6,094 万7,000 円及び3 項委託金4,651 万4,000 円を合わせまして、4 億8,695 万1,000 円とするものであります。

16 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入3,817 万円及び2 項財産売払収入440 万1,000 円を合わせまして、4,257 万1,000 円とするものであります。

17 款寄附金につきましては、3 万円とするものであります。1 項同額であります。

18 款繰入金につきましては、7,516 万5,000 円とするものであります。1 項同額であります。

19 款繰越金につきましては、5,000 万円とするものであります。1 項同額であります。

20 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料60 万2,000 円、2 項町預金利子54 万8,000 円、3 項貸付金元利収入3,908 万7,000 円、4 項受託事業収入103 万5,000 円及び5 項雑入8,243 万9,000 円を合わせまして、1

億2,371万1,000円とするものであります。

21款町債につきましては、14億5,260万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計を133億2,200万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款議会費につきましては、1億1,053万3,000円とするものであります。1項同額であります。

2款総務費につきましては、1項総務管理費29億5,862万2,000円、2項徴税費1,855万7,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,388万1,000円、4項選挙費1,329万9,000円、5項統計調査費159万5,000円及び6項監査委員費186万6,000円を合わせまして、30億2,782万円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費17億6,180万9,000円及び2項児童福祉費4億7,830万円を合わせまして、22億4,010万9,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費5億4,715万3,000円及び2項清掃費4億7,705万円を合わせまして、10億2,420万3,000円とするものであります。

5款労働費につきましては、4,205万7,000円とするものであります。1項同額であります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億5,238万4,000円及び2項林業費1億298万8,000円を合わせまして、3億5,537万2,000円とするものであります。

7款商工費につきましては、3億8,788万8,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、1項土木管理費848万3,000円、2項道路橋りょう費6億4,995万5,000円、3項河川費923万円、4項都市計画費8,918万5,000円、5項下水道費6億3,769万円及び6項住宅費4億4,615万9,000円を合わせまして、18億4,070万2,000円とするものであります。

9款消防費につきましては、7億998万2,000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費8,091万2,000円、2項小学校費2億4,930万4,000円、3項中学校費1億2,071万円、4項学校給食費2億6,590万8,000円、5項幼稚園費2,578万6,000円、6項社会教育費1億4,176万1,000円及び7項保健体育費1億8,472万円を合わせまして、10億6,910万1,000円とするものであります。

11款災害復旧費につきましては、180万円とするものであります。1項同額であり

《平成23年3月9日》

ます。

12款公債費につきましては、25億243万3,000円とするものであります。1項同額であります。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を133億2,200万円とし、歳入歳出同額とするものであります。

次に、第2表、債務負担行為について御説明いたします。

平成23年度住宅用太陽光発電システムモニター委託料につきましては、太陽光発電システムの設置後1年間、発電データなどの定期報告業務を委託するものでありまして、委託期間のうち、翌年度にわたるものに対する委託料について、債務負担行為を設定するものであります。

なお、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、第3表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、若松ほか4地区難視聴共同受信施設整備事業から臨時財政対策債まで、地方債総額を14億5,260万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、平成23年度遠軽町一般会計予算のうち、主要な工事等の概要として、2款総務費ジオパーク拠点施設整備工事、6款農林水産業費、町有林整備事業、7款商工費センターハウス建設工事、8款土木費、2条通ほか1件、滑りどめ舗装工事、道路新設改良事業、地籍整備事業、町営住宅建設事業、10款教育費、南小学校大規模改修工事、遠軽小学校給食施設整備工事につきましては、後ほど担当より御説明をいたします。

その他の事業の内容につきましては、平成23年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書及び工事関係説明資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第14号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億596万4,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項による借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

国保の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算1、歳入から説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、4億5,664万円とするものです。1項同額で

す。

2 款使用料及び手数料につきましては、22 万 6,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金 4 億 7,474 万 3,000 円及び 2 項国庫補助金 1 億 2,073 万 6,000 円を合わせまして、5 億 9,547 万 9,000 円とするものです。

4 款療養給付費交付金につきましては、5,784 万円とするものです。1 項同額です。

5 款前期高齢者交付金につきましては、7 億 9,491 万 5,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款道支出金につきましては、1 項道負担金 1,936 万 8,000 円及び 2 項道補助金 9,531 万 4,000 円を合わせまして、1 億 1,468 万 2,000 円とするものです。

7 款共同事業交付金につきましては、2 億 5,497 万 4,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款財産収入につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

9 款繰入金につきましては、3 億 3,089 万 5,000 円とするものです。1 項同額です。

10 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

11 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料 30 万 4,000 円、2 項受託事業収入 1,000 円及び 3 項雑入 6,000 円を合わせまして、31 万 1,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を 26 億 596 万 4,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費 3,728 万 4,000 円、2 項徴税费 160 万 1,000 円、3 項運営協議会費 15 万 6,000 円及び 4 項特別対策事業費 1,245 万円を合わせまして、5,149 万 1,000 円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費 16 億 4,776 万 3,000 円、2 項高額療養費 1 億 9,931 万円、3 項移送費 30 万円、4 項出産育児諸費 840 万 4,000 円及び 5 項葬祭諸費 120 万円を合わせまして、18 億 5,697 万 7,000 円とするものです。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、2 億 7,359 万 4,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款前期高齢者納付金等につきましては、82 万 1,000 円とするものです。1 項同額です。

《平成 23 年 3 月 9 日》

5 款老人保健拠出金につきましては、35 万7,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款介護納付金につきましては、1 億1,196 万1,000 円とするものです。1 項同額です。

7 款共同事業拠出金につきましては、2 億8,925 万4,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款保健事業費につきましては、1 項保健事業費716 万7,000 円及び2 項特定健康診査等事業費1,210 万5,000 円を合わせまして、1,927 万2,000 円とするものです。

9 款公債費につきましては、4 万1,000 円とするものです。1 項同額です。

10 款諸支出金につきましては、209 万6,000 円とするものです。1 項同額です。

11 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を26 億596 万4,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番11、平成23 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書、336 ページから338 ページまで資料を添付しておりますので、御参照を願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第15 号平成23 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億6,249 万1,000 円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」により説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算、歳入から説明いたします。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、1 億7,824 万2,000 円とするものです。1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款広域連合交付金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰入金につきましては、8,424 万円とするものです。1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料2,000 円、2 項償還金及び還付加算金2,000 円、3 項雑入2,000 円を合わせまして6,000 円とするもの

《平成23 年3 月9 日》

です。

これによりまして、歳入合計を2億6,249万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款総務費につきましては、1項総務管理費170万6,000円、2項徴収費38万9,000円を合わせまして、209万5,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2億5,872万5,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、157万1,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を2億6,249万1,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番11、平成23年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書339ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 議案第16号平成23年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成23年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,944万3,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、2億1,356万6,000円とするものであります。1項同額であります。

2款分担金及び負担金につきましては、826万円とするものであります。1項同額であります。

3款使用料及び手数料につきましては、436万5,000円とするものであります。1項同額であります。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金2億2,389万6,000円及び2項国庫補助金1億709万9,000円を合わせまして、3億3,099万5,000円とするものであります。

5款支払基金交付金につきましては、3億8,280万9,000円とするものであります。

《平成23年3月9日》

す。1項同額であります。

6款道支出金につきましては、1項道負担金1億8,650万6,000円及び2項道補助金657万4,000円を合わせまして、1億9,308万円とするものであります。

7款財産収入につきましては、8万6,000円とするものであります。1項同額であります。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金2億32万9,000円及び2項基金繰入金1,594万8,000円を合わせまして、2億1,627万7,000円とするものであります。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円及び2項雑入3,000円を合わせまして、4,000円とするものであります。

これによりまして、歳入予算の合計を13億4,944万3,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費824万8,000円、2項徴収費80万4,000円及び3項介護認定諸費2,513万6,000円を合わせまして、3,418万8,000円とするものであります。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費11億8,057万9,000円、2項高額介護サービス等費2,485万1,000円、3項高額医療合算介護サービス等費200万円、4項特定入所者介護サービス等費5,400万円及び5項その他諸費135万円を合わせまして、12億6,278万円とするものであります。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防事業費1,335万8,000円及び2項包括的支援・任意事業費3,864万8,000円を合わせまして、5,200万6,000円とするものであります。

4款基金積立金につきましては、8万6,000円とするものであります。1項同額であります。

5款公債費につきましては、8万3,000円とするものであります。1項同額であります。

6款諸支出金につきましては、20万円とするものであります。1項同額であります。

7款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出予算の合計を13億4,944万3,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番11、平成23年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書340ページ及び341ページに資料を添付しておりますので、御

参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第17号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ641万2,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、1項使用料63万4,000円と2項手数料1,000円を合わせまして、63万5,000円とするものです。

3 款繰入金につきましては、302万6,000円とするものです。1項同額です。

4 款諸収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5 款町債につきましては、270万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を641万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款個別排水処理費につきましては、497万円とするものです。1項同額です。

2 款公債費につきましては、134万2,000円とするものです。1項同額です。

3 款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を641万2,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、その総額を270万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番11、平成23年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書342ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第18号平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算について御説明いたします。

平成23年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算

《平成23年3月9日》

の総額を歳入歳出それぞれ 898 万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1 款繰入金につきましては、898 万円とするものであります。1 項同額であります。これによりまして、歳入合計を 898 万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款公債費につきましては、898 万円とするものであります。1 項同額であります。これによりまして、歳出合計を 898 万円とし、歳入歳出同額とするものであります。

事業の内容につきましては、赤番 11、平成 23 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） 議案第 19 号平成 23 年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

別紙、赤番 5 遠軽町企業会計予算書を御用意願います。

平成 23 年度遠軽町水道事業会計予算は、簡易水道事業に地方公営企業法を適用し、また、水道事業会計との会計統合を行った初めての予算であります。

1 ページをお開き願います。

平成 23 年度遠軽町水道事業会計予算は、第 2 条におきまして、業務の予定量を給水戸数 9,646 戸、年間給水量を 186 万 465 立方メートル及び主要な建設改良工事を原水濁度計及び着水流量計更新工事、水道管布設替工事と定めるものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、収入につきましては、第 1 款水道事業収益を 4 億 8,485 万 2,000 円とし、第 1 項営業収益に 4 億 8,181 万 2,000 円及び第 2 項営業外収益に 304 万円を計上したものであります。

支出につきましては、第 1 款水道事業費用を 4 億 7,895 万 5,000 円とし、第 1 項営業費用に 4 億 2,124 万 4,000 円、第 2 項営業外費用に 5,621 万 1,000 円、第 3 項特別損失に 50 万円及び第 4 項予備費として 100 万円を計上したものであります。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額でありまして、収入につきましては、第 1 款資本的収入を 2,780 万 6,000 円とし、第 1 項他会計補助金に 814 万 6,000 円、第 2 項工事負担金に 1,956 万円及び第 3 項分担金 10 万円を計上したものであります。

支出につきましては、第 1 款資本的支出を 2 億 4,829 万 7,000 円とし、第 1 項建設改良費に 1 億 4,079 万 4,000 円、第 2 項企業債償還金に 1 億 550 万 3,000

《平成 23 年 3 月 9 日》

円及び、次のページをお開きください、第3項予備費に200万円を計上したものであります。

1 ページにお戻りください。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,049万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,230万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,892万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額393万2,000円、引継金1,533万2,000円で補てんするものであります。

2 ページをお開きください。

第4条の2は、特例的収入及び支出でありまして、この条項は簡易水道事業が企業会計に移行したことにより、平成22年度決算は3月31日をもって打ち切り決算となるため、平成22年度の債権債務のうち未収未払いとなった債権債務を水道事業会計で処理するために設ける本年度限りの条項であります。

地方公営企業法施行令第4条第4項の既定により、当該事業年度に属する債権債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ1,143万5,000円及び327万1,000円とするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を1億125万5,000円とするものであります。

第7条は、他会計からの補助金を定めるもので、水道事業の企業債償還及び子ども手当の支払いに充てるため、一般会計からの繰入金は1,107万7,000円とするものであります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を2,800万円と定めるものであります。

3 ページの実施計画以降の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

次に、主な事業について御説明いたします。

別紙赤番12の平成23年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の33ページをお開き願います。

この図は、水道事業水道工事の位置図であります。主な工事箇所は、図面左上の①番と②番の野上通水道管布設替工事、その1とその2で、これは北海道施工により野上通街路工事との関連工事であります。

工事の内容は、水道排水用ポリエチレン管、口径50ミリメートルから口径150ミリメートルで、その1からその2を合わせ延長690メートルを行うものです。

次のページをお開きください。

図面上の⑤番は、道道遠軽雄武線水道管布設替工事で、これも北海道施工による道路改良工事との関連工事であります。

工事の内容は、水道排水用ポリエチレン管、口径75ミリメートル、延長700メート

《平成23年3月9日》

ルを行うものです。その他の工事箇所につきましては、位置図に凡例を記載しておりますので御参照願います。

なお、石綿管更新工事箇所は、②番と④番が該当しております。

また、その他の事業内容につきましては、別紙赤番11の平成23年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書344ページから345ページを御参照願います。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第20号平成23年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

別紙、赤番5遠軽町企業会計予算書の28ページをお開きください。

平成23年度遠軽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業に地方公営企業法を適用した初めての予算であります。

平成23年度遠軽町下水道事業会計予算は、第2条におきまして、業務の予定量を排水戸数6,340戸、年間有収水量を137万2,401立方メートル及び主要な建設改良工事を下水処理センター、下水処理センター更新工事、公共下水道管渠工事と定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、収入につきましては、第1款下水道事業収益を8億7,860万8,000円とし、第1項営業収益に3億8,659万5,000円及び第2項営業外収益に4億9,201万3,000円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款下水道事業費用を8億7,478万円とし、第1項営業費用に7億2,480万4,000円、第2項営業外費用に1億4,697万6,000円、第3項特別損失に100万円及び第4項予備費として200万円を計上したものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でありまして、収入につきましては、第1款資本的収入を3億4,762万円とし、第1項企業債に1億3,460万円、第2項国庫補助金に1億3,850万円、第3項他会計補助金に6,384万4,000円及び第4項分担金及び負担金に1,067万6,000円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出を8億2,511万7,000円とし、第1項建設改良費に3億412万2,000円、第2項企業債償還金に5億1,899万5,000円及び第3項予備費に200万円を計上したものであります。

前のページにお戻りください。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億7,749万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金4億6,092万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額162万6,000円、引継金1,494万5,000円で補てんするものであります。

29ページをお開きください。

《平成23年3月9日》

第4条の2は、特例的収入及び支出でありまして、公共下水道事業特別会計が企業会計に移行したことにより、平成22年度決算は3月31日で打ち切り決算となるため、平成22年度の債権債務のうち未収未払いとなった債権債務を下水道事業会計で処理するために設ける本年度限りの条項であります。

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ1億2,649万9,000円及び9,996万1,000円とするものであります。

第5条は、債務負担行為でありまして、水洗化等工事資金利子補給金（平成23年度融資分）といたしまして、期間を平成23年度から平成28年度までとし、限度額については借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものであります。

第6条は、企業債でありまして、公共下水道事業及び資本費平準化事業をあわせ、限度額を1億5,690万円と定めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億5,000万円と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を5,413万8,000円と定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金を定めるもので、下水道事業の建設事業及び汚水処理費等の支払いに充てるため、一般会計からの繰入金は5億4,544万7,000円とするものであります。

31ページの実施計画以降の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

次に、主な事業について御説明いたします。

別紙赤番12の平成23年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の36ページをお開き願います。

この図は、遠軽処理区の公共下水道管渠工事と、遠軽下水処理センター更新工事の位置図であります。

図面右側の①番は、遠軽下水処理センター更新工事でありまして、平成22、23年度の継続工事であります。更新工事の内容は、汚泥脱水設備一式であります。

公共下水道管渠工事の主な箇所は、図面左上の②番でありまして、野上通公共下水道工事であります。これは北海道施工により野上通街路工事との関連工事であります。

工事内容は、雨水管口径250ミリメートルから1,100ミリメートル、延長380メートルを布設するものであります。

次のページは、白滝処理区の公共下水道事業位置図でありまして、⑤番が西区川向線公共下水道工事であります。工事内容は、汚水管口径150ミリメートルで延長190メートルを布設するものであります。

その他の工事箇所につきましては、位置図に凡例を記載しておりますので、御参照を願

《平成23年3月9日》

います。

その他の事業内容につきましては、別紙赤番 1 1 の平成 2 3 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書 3 4 6 ページから 3 4 7 ページを御参照願います。

以上で下水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 佐藤総務部参与。

○総務部参与（佐藤 優君） 続きまして、赤番 1 2 平成 2 3 年度遠軽町予算に関する資料により、ジオパーク拠点施設整備工事について御説明いたします。

赤番 1 2 の 2 ページをお開き願います。

このページから 7 ページまでがジオパーク拠点施設の位置図、平面図などであります。

2 ページは、位置図でございまして、白滝総合支所庁舎の一部を改修及び展示工事を行うものであります。

3 ページは、工事のエリアを斜線で示しており、図面の上部が 1 階平面図、下部が 2 階平面図でありまして、三つのゾーンの機能を持たせて工事を行います。

4 ページは、ジオパーク拠点施設整備工事の展示テーマと、三つのゾーンの説明であります。

まず、展示テーマは黒曜石を中心とした岩石鉱物から地球史のダイナミズムを感じる視点を養い、また白滝ジオパークの大地と生き物・人とのかかわりなどを知っていただき、遠軽町全域へと興味を広げてもらうことをテーマとしております。

三つのゾーンであります。一つ目のインフォメーションゾーンは、ジオパークを楽しむための基本的な情報や観光などの地域情報を提供し、二つ目のコミュニケーションゾーンは、来訪者が交流を育むことができるゾーンとして、三つ目のナビゲーションゾーンは、ジオパークの成り立ちなどを紹介するゾーンとして整備するものであります。

5 ページは、1 階のインフォメーションゾーンからコミュニケーションゾーンへの平面図及びイメージ図を示しております。

6 ページは、1 階のナビゲーションゾーンの平面図及びイメージ図を示しております。

7 ページは、2 階のナビゲーションゾーンの平面図でございまして。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 村本農政林務課長。

○農政林務課長（村本秀敏君） 別紙赤番 1 2、遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の 8 ページをお開き願います。

今年度に予定しております町有林整備事業の位置及び内容について説明いたします。

まず、遠軽地域の事業箇所ですが、美山地区 1 カ所、図面左中央丸斜線部分でありまして、樹種はカラマツ、事業内容は除間伐で、面積 8.06 ヘクタールを計画してございます。

9 ページの生田原地域におきましては、豊原地区 1 カ所、図面右中央丸斜線部分で、樹種はトドマツ、事業内容は除間伐で、面積 4.76 ヘクタールを予定してございます。

《平成 2 3 年 3 月 9 日》

10ページをお開き願います。

丸瀬布地域におきましては、大平地区1カ所、図面中央丸斜線部分でございまして、樹種はトドマツ、事業内容は除間伐、面積5ヘクタールを予定してございます。

11ページの白滝地域におきましては、奥白滝地区1カ所、図面中央丸斜線部分でございまして、樹種はアカエゾマツ、事業内容は除間伐及び枝打ち、面積は3.68ヘクタールを計画してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 山崎丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（山崎由也君） 平成23年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の中で、赤番12番、資料の12ページをごらんください。

森林公園いこいの森のセンターハウス建設の位置図でございます。

センターハウスの機能の充実を図り、いこいの森利用者の利便性向上を目的にセンターハウスを建設するものであります。

資料の13ページをごらんください。

センターハウス建設工事（案）であります。

木造平屋建てで、面積は約160平米であります。

電気関係につきましては、キューピクルの交換、ケーブルの敷設替えなど、配線工事がございます。また、設備関係につきましては、主に既設浄化槽への接続などを予定しております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 続きまして、建設課関係の工事概要について御説明いたします。

14ページをお開きください。遠軽地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。図面番号①は、2条通ほか1件滑り止め舗装工事で、2条通においては平成16年度に樹脂系滑り止め舗装を実施し、効果を上げてまいりましたが、摩耗等によりスリップ防止効果が低下していることなどから実施するものでございます。また、南1丁目中通も坂道交差点のため、路面状況によって車両の発進、停止行為や歩行者の転倒などが見受けられることから実施するものでございます。

内訳は右下凡例のとおり、滑り止め舗装を2条通延長40メートル、南1丁目中通、延長50メートルをそれぞれ実施するものでございます。

次に、15ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。図面番号①は、南町39号線通道路改良舗装工事で平成21年度から着手している交付金事業です。国道242号と道道遠軽安国線を結び、周辺には南小学校などがあり、また、コープさっぽろ遠軽南店の移転などに伴い交通量が一層ふえているところですが、現況は未改良の砂利道路と防じん処理舗装であり、舗道もないことから、通勤通学の利用者及び地域住民な

《平成23年3月9日》

どの安心安全な地域交通網の確保を目的に実施しているものでございます。

平成21、22年度で、東1線道路から橋りょうまで完了し、平成23年度は橋りょうから道道遠軽安国線まで実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、延長250メートル、車道幅員7.5メートル、片側舗道幅員3.5メートルを継続して実施するものでございます。

図面番号②は、北7丁目舗装新設工事で交付金事業です。市街地地区国道242号と町道岩見通を結ぶ幹線的役割を果たす道路であり、平成22年度改良工事及び防じん処理のため、1層の舗装を実施し、平成23年度は残り2層の舗装工事を実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、延長260メートル、車道幅員6.5メートルでございます。

図面番号③は、清川西2線道路舗道整備工事です。現況は未改良の防じん処理舗装であり、片側舗道が設置されております。平成22年度遠軽小学校側に一般歩行者や通学児童などの安全確保を図るため、舗道整備を実施いたしましたが、昨年度に引き続き、町道末広団地1号通まで、土地所有者の同意を得られたことから実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、舗道延長40メートル、舗道幅員2.5メートルでございます。

図面番号④は、岩見通道路改良舗装工事です。現況は未改良の防じん処理舗装された中心市街地と学田地区を結ぶ幹線道路であり、周辺は遠軽厚生病院を初めとする医療機関が隣接し、町内循環バス路線ともなっております。

近年、未改良区間の車道部において、凍上被害による凹凸や破損が著しく、交通安全上危険であることなどから実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、延長120メートル、車道幅員6.0メートルでございます。

図面番号⑤は、学田1丁目1条通道路改良舗装工事です。現況は未改良の防じん処理舗装であり、道道遠軽雄武線と市街地34号線通を結ぶ、生活道路でございますが、ここも凍上被害による凹凸や破損が著しく、交通安全上危険であることから実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり延長160メートル、車道幅員4.5メートルでございます。

図面番号⑥は、西町2丁目9号通ほか2件のすりつけ工事です。3・4・7野上通整備事業を北海道で実施しておりますが、平成23年度施工箇所の町道交差点における用地確定に伴いまして、既設町道とのすりつけ工事をするもので、事業内訳は右下凡例のとおり、西町2丁目9号通延長10メートル、車道幅員4.5メートル、西町2丁目10号通延長10メートル、車道幅員4.5メートル、清川西2線道路、延長20メートル、車道幅員8.0メートルでございます。

次に、16ページは、白滝地域の道路新設改良事業の位置図でございます。図面番号①は、白滝市街西線道路改良舗装工事で交付金事業で実施しております。この町道は市街地と西区川向地区を結ぶ唯一の連絡道路でありまして、昨年度に新滝橋前後の改良舗装工事を実施したことによりまして、交通安全の確保が図られましたので、引き続き平成23年度は終点に向かい実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、延長110メートル、車道幅員7.5メートルでございます。

《平成23年3月9日》

次に、17ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

国道の実態を調査することにより、地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため国道調査法及び国道調査促進特別措置法に基づき実施するものでございます。平成23年度事業内訳は右下凡例のとおり、番号①豊原9の1地区、面積8.22平方キロメートル、図面番号②豊原0の1地区、面積8.95平方キロメートル、番号③旭野1の1地区、面積10.05平方キロメートルを行うものでございます。

次に、18ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

番号①は、北2丁目団地公営住宅新築工事2号棟で、全体計画2棟50戸のうち、平成19年、20年度に1号棟を建設し、その継続事業として2号棟を実施しているものでございます。

遠軽地域の公営住宅の不足は特に深刻であることや、昭和49年から56年度建設の学田団地の老朽化などに伴いまして、移転建てかえを実施しているもので、平成22、23年度継続事業のうち、平成23年度は右下凡例のとおり、鉄筋コンクリート造5階建て1棟25戸、延べ床面積2,344平方メートルの完成とあわせまして、駐車場などの外構工事を含め実施するものでございます。

なお、関連図面は19ページは配置図、20ページは平面図、21ページは立面図をそれぞれ添付しておりますので、お目通し願います。

続きまして、22ページをごらんください。

白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

番号①は、あけぼの団地公営住宅新築工事3号棟で、全体計画8棟32戸のうち、平成19年1号棟、21年度2号棟に引き続き、住宅マスタープラン及び公営住宅ストック活用総合計画に基づき3号棟を右下凡例のとおり、木造平屋建て1棟4戸、延べ床面積268平方メートルの建設と、番号②3号棟建設に伴い、既設公営住宅簡易耐火構造平屋建て2棟8戸、407平方メートルの解体撤去をするものでございます。

なお、関連図面は23ページは配置図、24ページは平面図、25ページは立面図を、それぞれ添付しておりますので、お目通し願います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 松橋総務課長。

○教育委員会総務課長（松橋行雄君） 続きまして、南小学校大規模改修工事につきまして、御説明させていただきます。

同じく赤番12の26ページをお開きください。

26ページから28ページが南小学校大規模改修工事にかかる資料でございます。

南小学校校舎は、昭和52年から54年に建設された建物でございまして、築30年以上経過し、老朽化が激しいことから改修工事を計画したところでございまして、平成22年度予算で調査設計を行い、平成23年度から平成25年度の3年間で工事を実施するものであります。

《平成23年3月9日》

平成23年度につきましては、屋内体育館の改修と耐震補強工事を予定しております。別紙の資料によりまして概要を説明させていただきます。

26ページは、位置図であります。

27ページは、平面図及び立面図であります。

28ページは、耐震工事にかかる構造補強屋根伏図であります。

それでは、工事概要を説明させていただきます。

初めに、耐震補強工事でございますが、28ページの耐震工事にかかる構造補強屋根伏図により説明させていただきます。

28ページをお開きください。

耐震補強工事につきましては、平成21年度に実施しました耐震診断結果をもとに補強を行うものでありまして、南小学校屋内体育館は屋根の筋かいの耐力不足等があり補強が必要と診断されたことから、地震時の児童の安全の確保をするとともに、避難場所としての機能を考慮した地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い建物とするため、体育館の内側に設置されている屋根及び壁の筋かいのうち耐力不足の筋かいの取りかえと、数の不足する筋かいを新設するものでありまして、凡例に記載のとおり点線は取りかえ等を要しない既存の小屋筋かい12カ所、1点斜線は取りかえを要する小屋筋かい14カ所、実践は新設を要する小屋筋かい8カ所、四角は取りかえを要する壁の筋かい8カ所、三角は新設を要する壁の筋かい2カ所、これの補強工事を行うものでございます。

また、横の数字につきましては、筋かいに使用する鉄骨のサイズをあらわしております。順番にL字型鉄骨の縦、横、厚さをあらわしています。

次に、27ページに戻りまして、屋根の改修工事につきましては、長尺カラー鉄板ぶきを予定しております。外壁塗装はリシン吹きつけ塗装を予定しております。

床の改修はウレタン塗装等を予定しております。

トイレの改修につきましては、男子が洋式便所2カ所、小便器4カ所、女子が洋式便器4カ所となる改修を予定しております。

照明改修につきましては、耐用年数の長い照明器具に取りかえを予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 続きまして、遠軽小学校の学校給食施設整備工場の説明をしたいと思っております。

同じく赤番の12をごらんいただきたいと思っております。

29ページから32ページが遠軽小学校給食施設の位置図、平面図などになっております。

遠軽小学校の給食施設整備工事は、旧遠軽小学校に併設されておりました給食施設を新たに現在の校舎の横に建設をするものであります。この設備では260食程度の給食を賅って、自校での米飯の提供ができる施設になっております。

《平成23年3月9日》

30ページをごらんいただきたいと思いますが、30ページについては配置図です。斜線で黒くつぶしたところが給食施設の建設予定場所です。現在駐車場となっているところでもあります。

31ページの平面図をごらんいただきたいと思いますが、それぞれ給食等の厨房内は作業する場所につきましては、各部屋に分かれておりまして、特に下のほうにあります荷受室、研修室、下処理室というところは汚染地域と言います。あと下調理、本調理室は非汚染地域ということで、ここの部分を直接調理員が出入りできないようになっておりまして、食材の移動につきましては、受け渡しハッチで行うことになっております。

また、本調理室内にはアレルギーのある子供たちの調理をするために、アレルギー物質を含んでる食材と混ざらないようにコーナーを設けております。

さらに、和え物につきましては、さましてから調理をするということになっておりまして、熱や蒸気の影響を受けないように部屋を別に設けて調理をすることになっております。

この構造につきましては鉄筋コンクリート、一部鉄骨づくりになってまして、平屋であります。床面積については約401平方メートルとなっているところでもあります。平成23年度中に完成をさせたいというふうに考えております。

なお、本工事につきましては、文部科学省の学校地域環境改善交付金の交付を受けることになっております。

以上、簡単ですが、遠軽小学校学校給食施設整備工事の概要説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

平成23年度各会計予算8件につきまして、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 4時49分 休憩

午後 4時51分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、都合によって、また会議時間の延長を要することになりましたので、延

《平成23年3月9日》

長いたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後 4時51分 休憩

午後 5時17分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、特別委員長に杉本議員、副委員長に高橋眞千子議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会いたします。

午後 5時18分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前	田	篤	秀		
署	名	議	員	岩	澤	武	征
署	名	議	員	山	石	敬	二

《平成23年3月9日》